

# 食品に関するリスクコミュニケーション（東京）

食品安全の新たな取組みの1年とこれから

議 事 録

平成16年7月2日（金）13：30～17：00

日本青年館

主催：内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

午後1時30分 開会

(1) 開会

司会 皆様、大変長らくお待たせいたしました。ただいまより、「食品に関するリスクコミュニケーション - 食品安全の新たな取組みの1年とこれから - 」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところを多数の皆様にご来場いただきました。まことにありがとうございます。

では、まず初めに、配付いたしました資料の中身を簡単にご紹介させていただきます。皆様のお手元の封筒の中身とあわせてご確認をください。

まず、こちらの「安心を食べてほしいから。見守っています、食の安全」内閣府食品安全委員会から出しております小さなパンフレットを1部入れさせていただきました。

そして、「食品の安全性に関する用語集」、B5サイズのを1部入れさせていただいております。

また、本日の講演テキスト、こちらはA4サイズでございます。「食品に関するリスクコミュニケーション(東京)」とタイトルを書かせていただきました。こちらも1部入っております。

また、お座席表も1部入れさせていただきました。

なお、本日はパネルディスカッションにて会場の皆様と意見交換を行ってまいります。パネリストや食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の方々にご意見、ご質問などございます方は、質問票にご記入の上、休憩時間に受付にて係の者にお渡しください。もちろん意見交換中に手を挙げてご意見を述べていただいても結構です。ご質問票は、こちらのA4サイズ1枚になっております。

また、今後、私どもが行っておりますリスクコミュニケーションや、このような会をよりよくするために、皆様にアンケートのご協力をお願いしております。こちらはご記入いただきまして、お帰りの際に、会場の出口にて係の者にお渡しください。アンケート用紙は、2枚物をホッチキスどめにしております。

以上のものが封筒に入っているはずでございますが、万が一足りないものがございましたら、係の者にお申しつけください。

また、万が一ご気分が悪くなられました場合は、お近くの係の者にどうぞお気軽にお声かけをお願いいたします。

なお、重ねてのお願いになりますが、講演中、ほかのお客様のご迷惑にならないように、携帯電話の電源はあらかじめお切りいただくか、マナーモードに設定をしていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、本日の講演は同時通訳にてお聞きいただけます。お手元の同時通訳レシーバー、2チャンネルが英語、日本語はチャンネル1となっております。ご都合に合わせてご利用ください。

なお、本日はおふた方によるご講演、その後、休憩を挟みまして、パネルディスカッションを行ってまいります。長時間になりますが、どうぞ最後までおつき合いますようお願いいたします。

以上、資料と本日のプログラムを簡単にご紹介いたしました。

## (2) 開会挨拶

司会 それでは、まず初めに、主催者を代表いたしまして、食品安全委員会、寺田雅昭委員長よりご挨拶を申し上げるとともに、「食の安全と安心をめざして」と題してご講演をいただきます。よろしくお願いいたします。

寺田 本日の意見交換会を開催するに当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、お忙しいところをこの会のためにわざわざ足を運んでくださった皆さんに感謝いたします。

私、食品安全委員会、寺田と申します。

ご存じのように、食品安全基本法が昨年5月22日に議員立法でできまして、それが実際に施行されたのは7月1日、ちょうど1年前です。それによりまして、食品安全委員会が7月1日から設立されました。それと同時に、厚生労働省、農林水産省の組織の改正があって、方向は食品安全基本法の理念としてあります国民の健康の保護が最も大事であるというふうに組織が変わり、あるいは新しく組織が変わることになったわけでありませぬ。

こういう実際の組織以外に、考え方といたしまして、これもご存じだと思いますが、新しくリスク分析の考え方で、食品安全の行政をやっていこう。当然皆さんよくご存じのこととて、今さらいうまでもございませぬが、リスクはゼロということはありませんから、リスクをどれほど低減するかということと、行政と科学的な評価を分けました。どちらかといひますと、行政の中に評価が埋没しますと、評価が正しくできない傾向がどうしてもあ

るということで、評価の部分と行政の中のマネジメント、管理の部門とを分けたということでもあります。

それが2つの柱で、その間、それから国民全体のトランスペアレンシーといいますが透明性を持って、どういう行政の過程で最終的な決定が行われるかということを見てもらいながら、さらにリスクのコミュニケーションという形で、双方向の意見をいったり、あるいはもらったり、これもいうまでもないことですが、説得じゃなくて、納得していただくという態度で、国民と話を進めていくということでもあります。

この場合、リスクの評価機関というのが私どもの食品安全委員会でございますが、管理機関といいますが農林水産省、あるいは厚生労働省、さらには、場合によりましては環境省ということになります。

もともと委員会とかこういうことがいろいろ枠組みできたのは、これはヨーロッパもそのとおりなんです、いわゆるBSEとかそういう問題が基盤となりまして、こういうリスク分析の考え方が導入されてきたわけでもあります。

BSEが起きて、その後、どうしてこんなことが起きたかという報告書の中に書いてあるのが、まさに管理と評価を分けなさいということです。それから、縦割り行政をなくしなさい。それも私どもの委員会が真ん中に入りまして、世帯としましては、厚生労働省、農水省が管理部門でございますから、当然大きいわけでございますけれども、両者と私どもの食品安全委員会が同じテーブルに座って話をし、いろんな縦割り行政は、私はなくなった、あるいはほとんどなくなってきていると感じております。

食品安全委員会は、これまで原則大体週1回、この前の木曜、きのうで51回をやったのですが、公開で開催しておりますし、16の専門調査会があるのですが、今のところ、15立ち上げて、それに伴ういろんな規程とか何かをつくりますとともに、評価を行ってきました。厚生労働省、農林水産省から290余りの評価依頼が来まして、これは非常に誤解があるんですが、評価依頼といいますが窓口がそこであるということだけです。厚生労働省がデータをそろえるわけではなくて、大部分の場合は、企業が、申請して例えばこういう添加物がどうだとか、新しい添加物の評価をしてもらうというのを、窓口を通して私どもに来て、私どものところで新たにいろんな企業のデータをもったり、文献を調べたり、膨大なデータを調べて、文献上とか、会社の申請書の中にありますデータを審議してこの物質の量は、これより以下であれば大丈夫だというような評価をやっているわけです。

これは行政管理の面で評価ということは非常に大事なことです。これがあるからこそ、

後からちょっと出ますけれども、正当な評価であるから添加物だとか農薬ががんの原因だというようなことはほとんどあり得ないということになります。食品安全委員会がきちっと評価をして、それに従って、管理部門であります農林水産省あるいは厚生労働省が基準値を決めて、この以下の値にしてくださいとか、そういうことをやるわけです。これは各国、全部そういう方法でやっているわけでありまして、私ども、そののところが理解していただく努力がまだ足りないのかなと思っています。そのほかにリスクコミュニケーションは、今日もそうでございますけれども、非常に大事な部門です。

本日の意見交換会は、これまでの1年間を振り返って、それから、2年目の取組みの助けになるということで、欧州食品安全庁のヘルマン・コエター副長官をお迎えいたしまして、欧州の食のリスク分析についてお話を伺い、我が国の状況も踏まえて、皆さんと意見の交換をしたいということでもあります。

EUのEFSAというところは、私どもの委員会と大変よく似ておりまして、評価に限定して話をやっておりますし、リスクコミュニケーションの部門に関しましても精力的にいろいろとやっておられる。私、1カ月、2カ月間違っているかもわかりませんが、EFSAは設立してから1年1カ月か1年2カ月で、私どもとかなり近いところで誕生したものだとして理解しております。

今回の意見交換会では、先ほど司会の方がいいましたけれども、質問書を入れてありますので、ぜひ日頃疑問に思っていることなどをご記入いただき、パネルディスカッションを通じて会場からの皆さんの質問にお答えして、関係者の方々と情報を共有していきたいと思っております。

また、パネルディスカッションの後は、会場との意見交換の時間も設けてありますので、ご遠慮なく質問していただければありがたいと思います。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

### (3) 参加者との意見交換

#### 第1部 講演

## 1. 食の安全と安心をめざして

食品安全委員会委員長

寺田 雅昭

(パワーポイント1)

引き続きまして、私の話に入らせていただきます。「食の安全と安心をめざして」ということでもあります。

(パワーポイント2)

アンケート調査をいろいろやりました、何が一番大事だということと大体この傾向で、当然のことですけれども、自分の健康、家族の健康です。社会的なこととかいろんなこともあります。それは非常に大事ですが、自分の健康、家族の健康は常に非常に大事であって、健康のもとになっているのは、食事が大変大事であります。そういう食事、生きていく健康の上で一番もとになる食事に対して、安心・安全が何となしに脅かされているというような感じがする。

(パワーポイント3)

大きくいいますと、食品の安全性への関心が出てきたのは、ここにいろんなことが書いてございますけれども、グローバルな食品の流通がある。昔のように、隣のおじさんとかおばさんがつくった大根、釣った魚というような生活ではなくて、つくった人の顔は見えないし、流通は非常に複雑で、自分のところにどういうことで入ってきたのかわからない。それは信頼に足る人なのか。個人のレベルでいきますとそういうことになりまして、今まで主観的に、あるいは自分の目で見たという時代から、やはり見えないものがあるというものに対する不安がありましようし、見えないという意味では、距離だけでなく、新しい食品が出てきたとか、そういうことがあるのではないかと思います。

日本のようなところでは、できるだけ自分で自給をやっていく方向が大事なことでありますけれども、やっぱり世界の中で生きていくというところで、やむを得ないところも随分あると思います。

(パワーポイント4)

実際に、これはちょっとひどいかなと思いますが、我が国の食品はエネルギーベースで今40%ぐらいの自給率です。これがまだ減りつつあるんですね。ちょっと上を向いてくれたらいいんですけども、ほかのイギリス、ドイツ、フランスは全部こうで、もちろんアメリカなんてずっと上の方です。先進国では、日本はもう少し自給率を高めていく必要があるともちろん考えております。こういうことがいろんな不安感のもとになっているのではないかという気がしておりますが日本のおかれた立場上、仕方ない点もあります。

(パワーポイント5)

「BSE問題に関する調査検討委員会報告」では、危機意識の欠如とか、生産者優先で消費者保護の軽視が問題と指摘されています。それから、不透明であるとか、縦割り行政だとか、専門家の意見を適切に反映した行政ができていないとか、いろいろ問題点として挙げられて、先ほど申し上げましたこの食品安全委員会とか、食品安全基本法ができたわけです。

(パワーポイント6)

食品安全行政は、繰り返しませんけれども、考え方としては、消費者の健康保護を最優先に考えるということで、リスク分析の方法を使って、安全行政をやるということになります。

(パワーポイント7)

リスク分析というのは、分析という言葉はなかなかわかりにくいかわかりませんが、要するに、リスクの評価とマネジメント(管理)の方と、それをリスクコミュニケーションの要素があります。全体として、先ほどもいいましたように、リスクはもちろんゼロではありませんので、これをできるだけ少なくするという目的のために行われるものであります。

(パワーポイント8)

リスク分析の手法を行いますと、どうしても管理の方も、科学的な評価の方も、できるだけ事故の未然防止の体制を強化していくということになりますし、科学と行政といいますが運営ですね。運営といいますが、コストエフェクティブネス(費用対効果)とか、トレードイシュー(貿易問題)とか、それも含めました管理の方と、評価の方とを分離する。それから、政策決定の透明化、正確な情報提供、国際的な整合性の確保が科学という共通用語でだんだんと担保されるだろう。もちろん科学だけではいけないいろんな部門がございますが、国際的な整合性のためにも、科学というところを1つのよりどころにするのが大事であるということであると思います。

(パワーポイント9)

実際の構造といたしまして、食品安全委員会がリスクの評価をやって、厚生労働省と農林水産省はリスクの管理をやる。全体をリスクコミュニケーション、きょうの意見交換会はこの活動の1つでありますけれども、大変大事な要素になるわけです。

(パワーポイント10)

委員会といいますが、常勤4人で非常勤は3人。専門調査会には、ここに16ありまし

て、そのうち3つ、企画とリスクコミュニケーション、緊急時対応は系でいいますと横で、企画のところには、消費者団体、生産者の代表の方、あるいはマスメディアの方、公募で消費者の方とか、そういう方がここに入っております。上の委員会は、科学者でできている。けれども、企画専門調査会は、いろんなご意見を聞いたり、お目付け役的なところをいろいろとやったださっている。

リスクコミュニケーションのところも、同じように、マスメディアの方とかそういう方が入って、リスクコミュニケーションをどういうふうにやっていくべきかというようなことを専門調査会としてやったださっています。

緊急時の対応も、これは必ずしも消費者とかそういう方だけではなくて、緊急時の対応の仕方などに関しましての専門調査会。

あとは、添加物とか、農薬とか、それぞれのものに関する専門の調査会で、1つの調査会に10人から15人ぐらいの方がいらっしゃいます。いろんな研究機関、大学などの先生方で評価をやっております。

(パワーポイント11)

こういう活動をサポートしてくれる事務局がございまして、事務局長を初め、次長、こういうふうな形になって、事務局がいろんなデータを集めたり、必要に応じて専門調査会のデータを集めたり、あるいはリスクコミュニケーションの場合には、こういう会の準備とか、そういうことをやってくれるわけでありまして。

(パワーポイント12)

これはいろいろ書いてございますけれども、リスクアセスメントをする場合には、健康に及ぼすいろんな影響についての評価をする。それから、これの評価をする場合には、この時点において達成された科学的な一番新しい知見に基づいて、客観的に中立公正に行うということで、これは今まで1年間、そのとおりやってきたと思います。

また、将来的に新しい知見が出てきたときには、それを変えるという仕組みの1つの柔軟性、可逆性で、あるときに決めたことが、そのときはわからなくて、後になってこういう新しい知見が出たというときには、評価をやり直して、それをもとにして、管理側がまた基準をつくり直すとかということもあり得るわけです。今のところ、そういうことはありませんけれども、そういう科学のアップデートといいますが、常に最新の知見で物事を判断していくということです。

(パワーポイント13)

今いいました要因を、専門調査会の名前と逆の立場から見た場合ですけれども、こういう危害要因があるということでもあります。

(パワーポイント14)

実際にやりましたのは、先ほどちょっといいました293の要請がございまして、何度もいいますが、窓口は農林水産省、厚生労働省ですけれども、そこに来ました申請書、あるいはこれは企業から来ないものもあります。こちらがボランタリーといいますか、企業ではなくて管理機関が、例えばポジティブリストとかにするために、こちらで毒でない量を決めまして、それを厚生労働省あるいは農林水産省に返して、そこで基準値あるいはガイドラインなどをつくっていくということになります。

293あって、今のところ、評価終了が80で、意見募集中、評価をした後、緊急を要さない場合は、必ず1カ月の意見募集をやりまして、国民の中からこの評価の結果に関しましてご意見をいろいろいただくということになっております。その結果、もう一度、委員会で検討して、その結果を厚生労働省、農林水産省の管理機関に返して、実際の施策に移すわけでありまして。

くどいようにいいますけれども、評価と管理というところがなかなかわかりにくいところがあるので、話をしています。処理中は154で、資料要求中というのは、例えば、こういう動物実験のデータが足りないとか、そういうことを会社にいたり、あるいは外国の機関にそのことに関する資料をこちら側からお願いしてもらったりというのが、これだけある。意見募集中が8という状態であります。

(パワーポイント15)

先ほどの専門調査会を実際に開いた回数は、合計85回で、非公開が25回あります。非公開というのは、企業の知的財産権を守るために、どうしてもその部分は公開ではできない。しかし、いったん許された場合は、要するに、決まった場合には、すぐ情報を公開する。ホームページなどを使ってやるようにしております。

リスクコミュニケーションが9回、企画が6回、緊急時は5回と、こういう会議があって、例えばプリオン調査会は9回、新開発食品は10回。物の場合は、大体1つのものを評価する場合は、2時間の会議を2回ぐらいやりますかね。けれども、それは2つオーバーラップしているので、平均すると、実際にディスカッションするのは2時間から3時間ぐらい。その前のデータを集めたりするのは時間が随分かかりますけれども、その結果がこういうことでもあります。これはいったとおりであります。

(パワーポイント 16)

評価の基盤になりますデータといいますのは、やはり疫学的な研究のデータがありますと大変いいんですけども、なかなか疫学的なデータというのは難しいというんですか、得にくいものです。しかし、そういう疫学的な研究の結果を世界中からいろいろ集めたりして、もちろん日本の中もそうですけれども、それを食品安全委員会の中に集積して、それをまた将来、分析に使おうというようなことも、委員会の1つのアクティビティーとして、今ちょうどやり始めております。

データのもとになりますのは動物実験の結果で、動物実験の研究データはたくさんございますし、試験管内の実験結果もありますが、やはり一番大きいのは、ヒトを使ったデータがもしあれば一番いいんですが、これは、やむを得ないことですが、なかなか少ない。だから、どこかでやったデータに関しては非常に貴重なものですから、データとして集めていこうということです。

(パワーポイント 17)

それから、規程の整備もこの1年間やってまいりまして、専門調査会の運営規程とか、食品安全委員会とか調査審議の方法につきまして、利害関係者を排除するとか、排除しない場合はどういう立場でいけるかというような規程を決めておりますし、食品安全基本法に規定する基本的事項、食品安全行政を実際にどういうふうにやっていったらいいか。これは食品安全委員会だけではなくて、管理機関とも一緒にやることでありますけれども、基本的事項というのを決めまして、たしかことしの1月21日か何かに閣議決定で決まって、実際にはこういうふうにしなさいというようなことを決めました。

それから、リスク管理機関との連携に関する規程、関係府省の連絡会議も、局長レベルの話、あるいは実際の担当者のレベルの会議を開いております。

(パワーポイント 18)

BSEの問題でございますけれども、これはまた後から出てくるかもわかりませんが、私どものところで、BSEのことに関しましては、現在、日本の国内の対策あるいは現状に関しまして、いろいろ分析をしております。

といいますのは、2年間ほどたちまして、270万頭ぐらいの全頭検査をやった。全頭検査のテストの方法のセンシティブィティ（感度）に関しましては当然のことですが、制限がありますから、その制限内でそれだけの検査をやったということは非常に貴重なデータで、それを分析して、どれほどのリスクが残っているのかというようなこと、リスクがあ

るのか、あるいはこういう方法をやると、どれほどリスクの低減効果があるのかというようなことをやっています。幸い、私どもの調査会には、日本の中のプリオンの専門家がほとんど全部入っておりますので、その方々に今ずっと検討してもらっております。

これはただのデータです。BSEは11頭で、ウエスタンブロットとか、イムノヒストケミストリー、これはただ顕微鏡で見たものです。それで、ポジティブ、ポジティブと書いてございますけれども、ここの21カ月、23カ月というのが随分早くて、あとはもっと後で見つかっています。これをどういうふうに解釈するかというのが、1つの問題ではあると思います。

アメリカの方に関しましては、先ほど申し上げましたように、私どものところは管理機関ではございませんので、アメリカと日本との間で、専門家が行って、向こうのいろんな現状をお互いに情報の交換をしている。私どものところはオブザーバーとして参加しております。厚生労働省と農林水産省が主体となってアメリカとやっておるということです。

(パワーポイント19)

日本の場合は、これもよくご存じだと思いますけれども、発生した11頭の生まれたときを見ますと、21カ月、23カ月の若いBSEの異常プリオンを持っているウシがここで生まれたのを除きまして、全部平成7年の終わりから平成8年の初めに生まれたウシで、このあたりで何か感染したのではないかといわれていますけれども、実際の感染したもとは、農林水産省などの専門家の中でいろいろ検討されたけれども、もともまでは押さえ切れなかったということです。

(パワーポイント20)

これもご存じの話で、今のところは、とにかく脳と脊髄、いわゆる危険部位というところに大部分の感染性のあるプリオンがあるということです。今のところはといいますと、あとはあっても物すごくわずかなんですけれども、いろいろとある場合があるかもわからないというので、注意深くいっているわけです。ウシの感染実験は大変で、感染部位をとってきてウシに与えて、あとをずっとフォローするわけです。これはイギリスで大量発生したから、その結果としてこういう研究が出ているということでもあります。

(パワーポイント21)

リスクコミュニケーションの話で一番大事なことは、「民」などというのは失礼な言い方なんですけれども、やっぱり信用がなかったら幾らいっても、教育啓蒙とか情報公開とか、いろんなことがありますけれども、いっている方の人の、あるいは私自身、あるいは私ら

の組織が、あそこがいうのだったら、まあまあそうだろう、うそはついていないだろうということは非常に大事なことで、リスクコミュニケーションをきちっとやるための一番のもとは、やっぱりお互いに信用することです。私達の立場からいいますと、消費者の方々に信用していただくということで、1年間、そこは随分意識してやってきたつもりです。

(パワーポイント 22)

こういうリスクコミュニケーションの数は、いろいろ書いてありますが、こういう形でリスクコミュニケーションに努力してやってきたわけでございます。

(パワーポイント 23)

1つ、リスクコミュニケーションが必要だというのは、食品安全モニターの方が全国で470人、公募の中から選ばせていただきまして、いろんな調査とかなんとか、あるいはご意見をいただいたりしております。発がんの可能性が一番高いものは何だというと、やっぱりタバコ、これは正しいのです。ところが、放射線とか大気、これももちろん放射線が大丈夫だとか、あるいは先ほどいいました農薬だとか添加物が危なくないといっているわけじゃなくて、現在の日本の中の行政で評価をして、実際に管理側が基準値をちゃんと決めてやっているわけですけれども、その中においてはこういう危険性はある話です。私はがんの研究をやっていましたものですから、最初、これを見ましてたまげて、失礼な言い方ですが、こんなばかな話はないと思いました。

これは量の問題とかそういうことも全部含めて考えて、例えば食品添加物とか、農薬とか、そういうものががんの原因だとか、GM0(遺伝子組換え食品)がそういうことの原因だとは考えにくい話だと思います。

(パワーポイント 24)

これ、古いんですけども、いろんな疫学的なデータからいって、少々のぶれはありますが、大事な疫学的なデータで、ヒトのがんの原因は、タバコです。感染症はもう少し多いと思います。今、いろんな感染症ががんに関係しているのがわかってまいりましたので、ここはずっと増えてくると思います。この食物というのは、食物の中にある添加物とかそんな話ではなくて、食物のバランスの話なんですね。同じものをずっと食べているとか、野菜が少ないとか、そういうことの話なんです。

食品添加物とか公害汚染とか、こういうことはほとんど1%以下で、はかりようがない。疫学的なデータとしては出ないにもかかわらず、誤った知識とか感じですね。それはやっぱりリスクコミュニケーションが全体としてうまくいっていない証拠の1つではないかと

感じております。

(パワーポイント 25)

食品の安全性の観点から不安を感じるものということに関しましては、パネルディスカッションで使われるということなので、ここは省きます。

(パワーポイント 26)

結局、安全と安心。安全というのは客観的な判断です。安心というのは個人の主観的な判断で大きく変わる。しかし、先ほどもいいましたように、これは文部科学省の報告書の一部ですけれども、短くいいますと、安全と信頼がプラスになって、初めて安心という言葉が出てくる。

外国の方にシンポジウムでしゃべろうと思って、この「安心」という言葉を英語で調べたら、not worry(心配するな)とか、feel safe(安全と感じる)とか、1つの言葉で「安心」というぴしとした言葉がなかなかないし、心理学の人とかからいろんな言葉を教えてもらいましたが、ちょっと違うような感じです。

しかし、いろんな人に聞きますと、やっぱりコンフィデンス(信頼)が非常に大事である。安心というのは、そういうことが非常に大きな要素を占めていると感じております。

(パワーポイント 27)

非常に駆け足で、評価の部分の枠組みとか今までやったこと、リスクコミュニケーション、後からまたパネルのときに話が出るかもわかりませんが、リスクコミュニケーションに関しましては、手ごたえがなかなか返ってこないというもどかしさは随分ありますけれども、大変大事な分野でございます。これからも努力するとともに、2年目になりまして、今まで規程とか大体の枠組みができましたので、評価を進めていくと同時に、私どもの委員会として、要するに、行政側の要請で何々をすとか、企業のものに対して評価をするだけではなくて、私どもの委員会でも自発的にそのもので問題点をつかまえて、評価をしていこうということです。

これは数は大変少ないと思います。EFSAの方もそういうようなことで非常に少ないと思います。私どものところで、先ほどいいました企画専門調査会に消費者の方とかいろんな方が入っておられますので、そこでスクリーニングをしてもらって、スクリーニングの一番もとになりますのは、私どものところへ「食の安全ダイヤル」とか、いろんな国際的な問題点をまとめましたり、新聞記事になっているものなんかをまとめて、それを企画専門調査会で6つに絞り込んで、今、委員会に上がってきているところです。その6つの

中からどれぐらいのことが実際に科学的に評価できるか。あるいは既にそれはある程度わかっていることだから、ファクトシート、事実を実際に出して、国民にそのことに関しての情報を渡すだけでいいのではないかというようなこともございますし、そういうことを含めまして、平成 16 年度はやっていきたいと思っております。

一番食品安全委員会の仕事の基になっていきますのは、やっぱり評価を粛々と、愚直でもやっていく。要請されたことをきちっとやっていくことと、リスクコミュニケーションの方法論そのものももう少し工夫しまして、国民の方々に、一番の大柱であるリスク分析の枠組みをよくわかっていただくようにすると同時に、個々の物質に関してリスクの評価をした結果を知らせるように努力をしていきたいと思っております。

終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

司会 寺田委員長、ありがとうございました。

では、続いての講演の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

この時間をおかりいたしまして、続いての講演者のヘルマン・コエター様のご紹介を簡単にさせていただきます。

コエター様は、オランダ応用科学研究機構毒性栄養研究所にて 24 年間、研究及び研究管理に従事されました。1991 年より、経済協力開発機構 (OECD) にて、内分泌かく乱物質や動物福祉などの化学物質テストガイドラインプログラムを担当されました。そして、2002 年 10 月より新設された欧州食品安全庁の副長官として、科学部門責任者をお務めです。

なお、コエター様の講演のテキストですが、こちら上半分は正面の画面に映し出します英語のテキストになっております。下半分が日本語に訳しているテキストでございます。どうぞご参考になさってください。

なお、先ほどからのご案内ですが、同時通訳レシーバー、チャンネル 1 が日本語、チャンネル 2 が英語となっております。

では、改めましてご紹介をさせていただきます。続きまして、「欧州における食品及び飼料のリスク分析と欧州食品安全庁 (EFSA) の活動」と題しまして、欧州食品安全庁 (EFSA) 副長官ですヘルマン・コエター様よりご講演をいただきます。

では、よろしくお願いたします。(拍手)

## 2 . 欧州における食品及び飼料のリスク分析と

### 欧州食品安全庁（ E F S A ）の活動

欧州食品安全庁副長官

ヘルマン・コエター

ご紹介ありがとうございます。イヤホンをつけていなかったのですが、どのような紹介だったのかわかりませんが、大変素晴らしいご紹介をいただいたに違いないと思います。

まず、本日はご参加いただきありがとうございます。大勢の方に私のプレゼンテーションを聞いていただき、また、いろいろと質問をしていただくということは、大変光栄に思います。

（パワーポイント1）

また、再び日本に戻れて大変うれしいと思います。今はE F S Aの副長官として戻ってきたわけでありますが、どのようにして食品安全に取り組んでいるかお話ししたいと思います。

寺田先生と、以前ミーティングがありました。また、日本の食品安全委員会の皆様との会合もありましたが、このたび、また改めてご紹介いただいたことを感謝申し上げます。

日本の言葉がわかりません。したがって、通訳を介してお話することになります。しかし、スライドの方は日本語に翻訳されておりますので、そちらをご参照ください。私、自分で操作できるということで、大変ありがたく思います。

では、本日のプレゼンテーションでありますけれども、時間によっては、何枚かスライドを飛ばすかもしれません。私はタイムキーピングがちょっと苦手ではありますが、1時間以内にはおさめたいと思います。

（パワーポイント2）

何が理由でE F S Aが設立されたかということですが、先ほど委員長がおっしゃいました。私たちも大変若い組織であります。2002年11月に法律によって設立されたわけでありますが、スタッフなしに、またビルなしに創業しなければいけませんので、2003年6月ようやくE F S Aとして活動を開始しました。すなわち、日

本の食品安全委員会と同様の歴史を持っているということでもあります。

また、いずれも若い組織だという以外にも、多くの類似点があると思います。ヨーロッパにおいては、少なくともBSEの問題、これもよく知られていることでありまして、それによってEFSAの設立に至ったわけでもあります。

その当時、BSEは英国で発生しました。ヨーロッパの専門家はそれぞれ違う意見を持ってそのリスクを見て、その取り扱いに関しても意見の不一致がありました。ご想像できるかと思いますが、その当時の討議は、単なる科学的な討論ではなく、各国、やはり自国を守ろうとか、あるいは科学技術的な根拠なしにウシの輸入を禁止しようとか、そのような利害関係があったわけでもあります。それで、独立系の科学だけを見る組織が必要だということで、EFSAが設立されたわけでもあります。

その同時期に、ヨーロッパの加盟国それぞれ、国家の食品安全の当局を確立いたしました。例えばインターネットで問題提示をし、その声明文を見ていきますと、ヨーロッパの加盟国の声明文はまちまちでありました。それによって消費者の混乱を招きました。したがって、ここでも国際的な組織が必要だということがいわれたわけでもあります。その傘になるような、EUの声をまとめ上げるような組織が必要だという声が上がったわけでもあります。

(パワーポイント3)

それでは、我々の使命は何か。スクリーンに出ているとおりで、ハイライトされている言葉が幾つかあります。私たちの規制はウェブページで入手できます。詳細はそちらでござらんください。ただ、一言にまとめますと、私たちは科学的なアドバイス、また、技術的なサポートを提供すべきだということです。これは単に対政府ではなく、利害関係者に対して、それは業界、NGO、環境団体、また消費者に対して、食と飼料の安全性に関して独立した形でアドバイスをすべきだということでもあります。

私たちが発足した当時、何をしたかといいますと、この使命において、単に食品及び飼料の安全性だけではなく、どのようなメリットがあるのか、それを見ていくということがありました。なぜなら例えば食品にある物質で、避けられないものもあるわけです。例えばダイオキシン、PCBが食品に存在するということが懸念になっていますけれども、それを避けることはできません。また、健康的な食品もありますけれども、PCBが微量にあるとしても、それがプラスとマイナスの両面を見なければいけないということが、我々の使命の中に加わったわけでもあります。

(パワーポイント4)

E F S Aは完全に独立系の組織だと申し上げました。つまり、私たちの最高機関は政府ではないわけです。最高機関は欧州委員会でも、また欧州議会でもありません。

最高機関は14人のメンバーから構成されています。これはEUから指名を受けた人です。ヨーロッパの市民であれば、このボードメンバーとして申請することができます。唯一のルールとして適用されたのは、その個人は食品と飼料に関して造詣が深くなければいけないということでありまして、ということで、何千人もの人が申請しました。この選定を行ったのが欧州議会でありまして、各加盟国の代表である欧州理事会によってこの14人のメンバーが選ばれました。

完全に独立系の人たちであります。ウェブサイトはそのメンバー名が出ていますけれども、大手の食品小売産業カルフルの社長さん、日本にも参入されたということなんですけれども、ヨーロッパの大変大きな小売業者でありまして、その社長もボードメンバーであります。もちろん彼は食品に関しては知識を持っています。さらに学界からの学者もいますし、また消費者団体の方もボードメンバーの一員であります。また、ヨーロッパの製薬委員会の委員長もボードメンバーであります。ですので、例えば栄養士、科学士、あるいは毒性学者でなくても、ヨーロッパの人間であればいいということでありまして、彼らに対して我々がレポートしております。

さらに、加盟国、また欧州委員会、欧州議会に対して何をしたか、なぜしたのかということをももちろん情報として提供しております。ただ、彼らが我々のための意思決定をするわけではないということをお知らせしておきましょう。

(パワーポイント5)

少なくとも定期的にチェック機能が必要です。例えば、科学的に正しい経路を行っているかどうか確認しなければいけません。それには科学者のグループが必要です。したがって、諮問会議が結成されました。こちら我々の加盟国から代表が選ばれています。これは私たちの国家食品安全当局の局長クラスであります。5月までは15カ国だったんですけれども、今EU加盟国は25カ国になりました。10の新規加盟国は、既にフルメンバーになる前にオブザーバーステータスは得られていましたので、大きな変革を施さなくてもいいわけです。

一方ではマネジメントボードがあり、それが予算と我々の作業計画の責任を持っております。また、科学的な信頼性、ワークプランの内容を見る諮問会議があるということです。

そのほか、特別招待国があります。ノルウェーとかスイス、アイスランドはEUのメンバー国ではありませんけれども、大変密接な関係があるということで、そちらの専門家も呼んでおります。そのほか、いずれEU加盟国になるという国々の方々にも招待が出されています。

先ほど申し上げましたが、私たちは独立系の組織です。つまり、リスク管理はほかの機関が行っております。これはヨーロッパにおいては委員会が、この管理の責任者です。

EUの構造は極めて複雑でありますけれども、さまざまな省庁がEUの委員会でありませんが、ヨーロッパにおいては、リスクコミュニケーションはいずれの組織にも共有されている。これは大変重要です。日本の状況とはちょっと違います。コミュニケーションは各省庁が行う。ヨーロッパにおいては、もしリスクアセスメント（リスク評価）をしたのであれば、それを科学的な評価として一般の人たちに説明できるべきだ。もし科学を素人に対してクリアに説明できないのであれば、それは不履行ということでもあります。

さらに、EC委員会に対して、私たちがとり得るリスクマネジメントの最善策も提案しております。この委員会は、常にその状況で満足しているわけではありません。というのは、彼らの選択肢はかなり限られているからです。例えば、魚を食べることは人によってよいことだといった場合、その委員会は、そうかもしれない、しかし、いろいろな汚染物質が魚にあるので、それは決してよくないかもしれない。もしそういった場合には、科学的にそれを実証しなければいけないわけです。EFSAは科学組織であるのに、彼らの方がすぐれていることを証明しなければいけない。それは彼らにとってもかなり困難な状況です。というのは、その委員会は、科学的なアドバイスを必ずしも構成していないからです。ですから、委員会とEFSAは密接な協力関係を持って、彼らのリスク管理の側面が我々のリスク評価と歩調が合っていることを確認しなければいけません。

ただ、その中間でグレーな部分があります。その部分は、我々いずれもが共有するわけです。EFSAと委員会で衝突したことがありました。正直いいますと、このような対立、衝突は1つのメリットになり得るのです。このような対立がよく記事になりまして、ヨーロッパの国民には、EFSAは少なくとも独立しているということを知っていただいている。これはヨーロッパの機関ではないという意識があるからであります。

いろいろな委員会があります。その区別がなかなか難しいのでありますけれども、私たちがこの委員会から独立していることを一般の人にも知っていただいたということで、これが記事になることはプラスにもなったことでもあります。

もちろんこれは難しくもありますけれども、最も公正な方法であると思います。コミュニケーションが単に省庁サイドから出されるのであれば、日本の省庁の代表者がこちらにおられますけれども、同僚に聞いたのですが、例えば科学的なこういうアドバイスを食品安全委員会からいただいたけれども、気に入らないということで、沈黙を守って何もしないということはありません。もしコミュニケーションを共有できれば、プレスリリースとかにおいて、何らかの情報を開示することができたわけです。

(パワーポイント6)

前進する上で、私たちは科学的な作業を、日本の食品安全委員会と同じように行っております。パネルは8つあります。これは科学パネルでありますけれども、それぞれ作業を行っている専門分野別になっています。これは、日本のジャンル分けとは違うかと思えます。それぞれ専門家委員会ではありますが、類似点も多いかと思えます。質問があれば別ですけれども、詳細は割愛いたします。

(パワーポイント7)

このような科学パネルに加えて、科学委員会というグループがパネルの上に必要だという考えがありました。このパネルの各チェアマンが、その上部組織のメンバーになるということです。それによって、それぞれの科学パネルの問題をほかのパネルと共有することによりまして、共通項を見出す。それぞれのパネルが個別に対応するのではなく、何か共有できないかということで、このようなインターフェースを持ちながら協調を図っております。

しかし、チェアだけですと不十分ですので、ヨーロッパの上級科学者6名が、やはりまた議会と理事会に任命されまして、この科学委員会のメンバーに加わりました。

(パワーポイント8)

こちらは、字が細かいので恐らく見えないと思いますが、ここで申し上げなければいけないと思う重要なことは、この赤文字を見てください。EFSAの現在の構造であります。この構造はウェブページにも掲載されています。常に新人を採用しているので、14日ごとに変わっています。

左側をごらんください。これが財務、人事その他のサービス部門です。中央の赤い部分が科学スタッフです。さまざまなグループがあります。右側がコミュニケーションです。

別のスライドを持ってくればよかったんですが、そのスライドにはEFSAの2本の柱が描かれています。それがまさに科学とコミュニケーションです。

このコミュニケーションは、こちらでは5名の名前が出ていますが、今は8名になっておりまして、12名まで拡大するという計画です。私たちは、すべての意見、またプレスリリースを少なくとも4カ国語に翻訳しなければいけません。それをすべて内部で行うわけではありませんけれども、それをチェックする人員が必要だということで、普通よりも人員が多いのかもしれませんが、科学と同じようにコミュニケーションが重要です。

(パワーポイント9)

この分野における科学の進展は速いということで、我々は、科学の研究を4段階に分割しています。その中身を簡単に説明していきたいと思います。

まずは、科学的な意見、ガイダンス、アドバイスを、質問に対する回答として提供する。質問は、日本の食品安全委員会とEFSAの類似点は、以前コミュニケーションをとっていたわけではないのですが、それぞれの存在は1年を超えました。日本の委員会はやはり300問ぐらいの質問を受けたということであります。私たちも320問の質問を受けています。数字も似ています。そのうち、88の意見で合意が得られました。日本の委員会はやはり80件余りで合意が得られたということです。それぞれ2つの委員会の類似点ではないかと思いました。

(パワーポイント10)

では、どのように質問を取り扱うかということですが、ちょっと急がなければいけないですね。ただ、前のスピーカーは時間をとられましたので。

科学的な意見ですが、私たちは通常、委員会、また議会、加盟国から質問を受けております。ほかからは受けておりませんから、もし利害関係者が質問を出したいのであれば、委員会とか議会に持っていかなければいけないわけです。

私たちへの利害関係者の関与は、来月から運用されるシステムでは、利害関係者も参加することができます。これはインターネットを介して、例えば質問をクリックしますと、すべての関連文書、我々が提出する意見を見ることができます。例えばチェック的なドキュメントが必要であれば、あるいは提出すべきドキュメントがあれば、それを我々の方に送ってほしいということも書いてあります。ですから、外部のグループもこのようなインプットを出すチャンスが与えられているということです。

(パワーポイント11)

栄養・健康効能表現に関するお話は、申し上げたいことはたくさんあるのですが、急い

でということですので、これは飛ばします。

30分はいただけるとのお話だったので、まだ10分、15分はないでしょうか。

(パワーポイント12)

科学的業務で、もう1つは、規制対象物質のリスク評価、リスク関係要因の提案です。

(パワーポイント13)

つまり、これは食品添加物、薫蒸のフレーバリング、酵素、遺伝子組換え食品、飼料添加物、新しい物質を科学的に評価する。これは日本と同じことをいたします。

また、昔からある780ほどの殺虫剤の再評価もします。食品添加物、パッケージなど食品と接触するものも、再評価をしなければならない。

GMOに関しては、90日という期限がついている。期限は物質によって違いますが、期限を厳格に守ってこちらの意見を出す必要もありますので、かなり膨大な作業になります。

(パワーポイント14)

さらに、特定のリスク要因のモニタリングもします。これは重要です。

(パワーポイント15)

特にBSEについて、これはぜひ幾つか申し上げたいのですが、BSEのリスク評価において、我々の仕事はこういうものです。

ヨーロッパでBSEが出たとき、実例が発生した国では、対応措置がとられました。屠殺の対象とするウシは、プリオンを検査しないでどれを屠殺してよいか。そこで年齢、例えば30カ月という条件がありました。それから、奪骨をすることによって交差感染を防ごうとしたわけです。

また、何頭のウシをモニターするかということも検討しました。ヨーロッパでは、これから屠殺するものは、30カ月以上は100%モニターすることになったのですが、100%実施しているところはドイツでさえないのです。ほかの国は最低70%はテストしている。30%はテストされないのか、それでは、感染するのではないかということになります。しかし、計算をしてみますと、その残る30%におけるBSEの発生の確率、またヒトがBSEからCJDにかかる確率は、少なくとも70%をモニターすることで、10万分の1のリスクに減らすことができる。これはシャワーで滑って首の骨を折る確率以下です。安全だといえるのです。したがって、70%という検査率にしています。

ヨーロッパ以外の国はといいますと、特にヨーロッパが牛肉を輸入している外国の状況ですが、これは日本も含め、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、南米諸国、ア

フリカ諸国すべてのBSE状況を検討しようということで、カテゴリーを1から4に分類しました。1分類は、これまで発生例がない国で、したがって、安全性が非常に高い国ということです。しかし、モニタリングは必要である。モニターをしなければ、結局、何も発覚しません。発生例があるところでは、措置がとられているか、奪骨がしっかり処分されているかとかということです。

アメリカの場合、これは新聞でも1週間で2例目が出たとか、合わせて3例目ということが確認されたのですが、米国牛はヨーロッパへの輸出は禁じています。これは実例が3例発生したからではないのです。例えば英国でも発生していますが、英国からヨーロッパへの輸入を禁止しているわけではない。ただ、モニタリングの必要性に関して、EFSAは、日本の食品安全委員会と同様、モニタリングの担当機関ではないのですが、アメリカのモニタリングの状況はとても許容できる水準ではないという判断で、皆さんご存じないかもしれませんが、アメリカのモニタリングは100%、全頭ではありません。70%でもないのです。1%でもない。現行では、アメリカのモニタリングは0.02%だけなのです。ということで、ヨーロッパはアメリカからの輸入はありません。

CJD(クロイツフェルト・ヤコブ病)は、1990年代から2000年までに英国で1000件ぐらい発生し、その後、1400件にふえて、それから少しは減るだろうという予想があったのですが、現在、イギリスでは、結局、全例で448例ということで、当初の予想よりは下回っています。したがって、科学的に考えて、これだけのテストが本当に必要なのか。リスクは当初の予想を下回っているとはいえる。ただ、安全圏におさまっていた方がいいということはありません。

(パワーポイント16)

科学的な作業について最後に申し上げたい。ただ、ちょっと急がないとということで、また次の時間にもお話ししたいと思います。タスクの重要な業務として、科学に追いつく、キープアップする。EFSAは科学的な機関です。したがって、食品については知識を有していることが前提ですが、研究所はありません。ベンチマークもない。したがって、こういった専門知識は、ヨーロッパの各加盟国、あるいはほかのところからお借りしなければならぬということで、いろいろな機関と協力しています。

(パワーポイント17)

リスク評価は、まず、完全に透明であることが1つです。ある科学的意見を出した場合、この調査は重要で、あの調査は重要でないというならば、それをしっかり説明しなければ

ならない。科学者が、ある調査について善し悪しを発言するならば、やはり科学的な根拠がなければならない。したがって、このデータは重要だと選択したその正当な理由を紙にしっかり書いて、透明性を担保しなければならない。そのためにどういう基準を使うかというルールもあります。

さらに、情報をわかりやすく伝える。一般の人に対してわかりやすくコミュニケーションするということは、いうは易く、行うは難しということで、科学者同士で語る言葉、科学者とリスクコミュニケーターが使う言葉は、なかなか難しいということがあります。

(パワーポイント 18)

そこで、専門家による科学的サービスがあります。文献調査をしてもらったり、背景文書を提供してもらおう。また、評価を解釈してもらおう。また、評価レポートの草案(ドラフト)をつくってもらおう。

(パワーポイント 19)

さらに、BSE/TSEのテスト、その他、動物由来の人獣共通感染症があります。そこら辺でルールが違うので、各国間の統一が必要です。暴露試験のデータ等々は、専門家の科学者に頼っていますが、これはペーパーワークです。

(パワーポイント 20)

しかし、科学者もやはり実務経験が必要だということで、次に必要になるのがネットワークの開発と維持です。

しかも、事前対応。どこかで何か起こったならば、それが大きな災害になるかもしれない。その場合、専門家にぜひ早目に信号を送ってほしい。早期警戒をしてほしいというプロアクティブ(事前対応)が必要です。そのためには、ヨーロッパのみならず、日本、東南アジア、北米等を結んで、ネットワークが全面的に機能しなければなりません。

と同時に、即時対応といいますが、事後対応も必要です。鳥インフルエンザがそうでした。起こった後、どうするかということで、これは全世界の問題でした。何か危機が発生したら適切な対応をとる。ベビーフードのセミカルバジドの問題はヨーロッパで発生しましたが、ヨーロッパだけではない。各国でも対応できる専門家が必要です。ワールドワイドでモニタリングをすることが今後ますます必要で、日本の委員会とも密接に協力し、アメリカのFDA、カナダのフードセーフティ関係の当局、あるいは豪州の食品安全当局とも密接に協力を進めていきます。

(パワーポイント 21)

今後、先端科学に投資をする必要があります。我々専門家もグローバルな会議、ミーティングにいろいろ参加をして、モニタリングする。

また、E F S Aの使命と関連するいろんな問題などを討議するためのコロキウム（科学討論集会）を開催しています。最近、ダイオキシンの許容摂取量について議論する討論集会を開きました。

学術論文は、お読みになったと思います。この1月、例えばサケは4週間に1回ぐらいしか食してはならない。というのは、サケはP C B汚染が許容度をはるかに超えている。ヨーロッパの専門家、日本の専門家にいわせると、許容度を超えてはいないはずだ、許容水準以下である。日本、欧州の科学者は許容できるといったのに、アメリカではそうではないといったわけです。したがって、許容水準が各国によって違ったという問題です。もともとそういう基準をどう算出したのか。科学的原則、例えばがんの発生をどう判断したか。P C B転化過程をどう判断したかということで、ここでは学術的な議論をしました。規制対応の問題ではなくて、科学的な議論をして、そこで科学者が合意を見ましたので、今後、規制レベルが変わっていくかもしれません。

（パワーポイント 23～25）

あと、飛ばしますが、12のプロジェクトあるいはリサーチエリアとして、現在私どもがカバーしている、あるいは今後ぜひ対応したい分野を示しました。

（パワーポイント 26）

ただ、これを実現するためには、重複がないように、ほかが先にやっていない活動、あるいはほかと協力をし、情報交換をしたいと願っておりますが、これだけの作業量の中で、優先順位が必要です。つまり、能力を超えた作業量があるからです。

例えば、ある要請があった場合には、一定の基準を見て、項目ごとに高、中、低、優先順位を決定します。ある要請については優先順位が低い。これは中程度、高いということので点数表にしまして、最終的に優先順位を決める。

ただ、そういった要請を出したところにも説明はします。優先順位が高いからやる、低いからやらないということです。

（パワーポイント 27、28）

あと、これは皆さんとは余り関係ありませんが、E F S Aは現在ブラッセルにありますが、間もなくイタリアのパルマに移転することになっています。これは改善でもあるのですが、ただ、足の便が悪い。専門家に来てもらうにも、パルマは遠いという問題がありま

す。

さらに、スタッフの3分の1しかまだ確保していないということで、作業量にとっても追いつかない。そういった問題があります。

また、リスクの評価とリスクの管理は区別する。E F S Aの独立性を維持することが重要です。後でまた、例でご紹介したいと思いますが、こういった課題は非常に難題です。ということで、これからパルマにということなんですが、きょうのお話はこれまでとします。

(パワーポイント 29)

ご清聴に感謝いたします。ありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。コエター副長官にご講演をいただきました。

では、これより休憩とさせていただきます。次は15時、午後3時からパネルディスカッションを始めさせていただきます。

なお、ご意見、ご質問のある方は、休憩時間中に質問票を受付の係の者にお渡しください。次のパネルディスカッションでできるだけお答えしていきたいと思っております。

次のパネルディスカッションは、午後3時から始めさせていただきます。それまでにお席にお戻りになってください。

休 憩

## 第 2 部 パネルディスカッション

司会 皆様、大変お待たせいたしました。それでは、ただいまよりパネルディスカッションを始めまいります。

まず、パネリストの方々をご紹介します。

皆様から向かって左手より、コーディネーターをお務めいただきます日本放送協会解説委員、合瀬宏毅様でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

そのお隣が、食品安全委員会、寺田雅昭委員長です。よろしくお願いいたします。

そのお隣が、先ほどご講演いただきました欧州食品安全庁、ヘルマン・コエター副長官でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

そして、全国消費者団体連絡会、高野ひろみ様です。よろしくお願いいたします。

伊藤ハム株式会社取締役、能勢 稔様でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

そして、実践女子大学教授、西島基弘様でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

なお、本日のパネルディスカッションでは、先ほどからご案内しておりますが、ご参加の皆様からいただいたご意見、ご質問にはできる限りお答えしたいと考えております。

では、合瀬様、進行をよろしくお願いいたします。

合瀬 よろしくお願ひします。

先ほど寺田委員長とコエターさんからいろいろなお話をしていただきまして、まず1つは、食品の安全を確保するためには、消費者の信用を取り戻すことが最も大事だ。さらに、リスクコミュニケーションを本当にきちんととっていかねばならないんだというお話がありました。コエターさんからは、日本とヨーロッパの食品安全行政というか仕組みの違いとともに、やっぱりヨーロッパであっても、専門家の言葉が消費者に届くのはなかなか難しいんだという話がありました。

そうした中で、食品安全委員会が発足して、新たな食品安全行政がスタートしてちょうど1年が経つわけですね。スタートに際して、画期的なことは2つあったと思うのです。1つは、これまでそれぞれの省庁がばらばらに行ってきた食品安全行政を1つにまとめて、リスクの評価と管理、それにコミュニケーションという分野に整理して、それぞれの役割をきちんとしたこと。もう1つは、行政だけでなく、事業者、それに消費者までそれぞれの役割を求めたということだったと思うのです。

そうした中で、このシステムを試すような出来事がこの1年間に次々と起きた。それはアメリカでのBSEですし、国内で79年ぶりの鳥インフルエンザの発生、コイヘルペスもそうなんではうか。思い返してみると、1年前につくり上げたこのシステムが本当に安心・安全というものを確保するのに機能したのかと、試された1年であったように思うのです。

これから議論していただくのは、3つあります。1つは、食への不安が改善されて、食の安全・安心が確保されているのか。今の状況をどういうふうにとらえているのか。もう1つは、確保されていないのなら、それは何が原因なのか。では、安心して食品を食べるためには、今後何が必要なのか、です。

また、きのう、ちょうどBSE日米実務者協議、アメリカからの牛肉の輸入を再開するのかどうかという協議も終わりましたので、そうしたこともいろいろ織りまぜながら話を進めていきたいと思います。

まず、先ほど食の安全を確保するには、行政だけでなく消費者、事業者、それぞれが責任を負っているのだということをお話ししましたけれども、それぞれ当事者として、今の状況をどういうふうに感じていらっしゃるのか、1年間をどう評価していらっしゃるのか、その辺からお話をしてもらいたいと思います。

まず、全消連の高野さんからお願いできますか。

高野 全国消費者団体連絡会事務局の高野と申します。よろしくお願いたします。

この1年間、昨年7月に食品安全委員会の発足ということで、それまでに消費者団体、消費者もそうですけれども、食品行政に関して、自分たちの意見がいえるかどうかということでも関心が高く、発足、それから発足に係る経過の方に意見を出したりしてきたかと思っています。

食品安全委員会の発足とともに、その前に食品安全基本法というのがございまして、その第9条のところに、「消費者の役割」ということで、「消費者は、安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努める」ということがうたっております。

それを受けての食品安全委員会への消費者の参加ということで、実際リスクコミュニケーション専門調査会と企画の方にも消費者の代表が出ております。その中で意見を出す一方、また、いろんなチャンスで消費者の意見を取り入れられるシステムの方はできてきたのかなと思っております。

ただ、そこへかかわるかかわり方、例えば行政とか、食品安全委員会もそうですが、また消費者の方もなれていないというか、まだまだ出発をしたばかりなのではないかというのが一番の感想です。

先ほど出ておりました食の不安が解消されたのかという質問の中でいきますと、特に後半、今おっしゃってございました鳥インフルエンザも出ていますし、BSEも出ました。コイヘルペスという、いわゆるよくわからないものがよく出てきておまして、こういうシステムがあることで不安が本当に解消されているのかというと、まだまだ解消ではないのかと考えております。

合瀬 後ほどまた加えて、いろいろ質問させていただきますが、伊藤ハムの能勢さん、

いかがでしょうか。

能勢 私どもの会社の名前にはハムという言葉が入っているんですけども、売り上げの五十数%は牛、豚、鳥の生肉の卸売り業務の会社です。あと、ハム・ソーセージを初め、加工食品をやっているということで、まず、この1年振り返ってどうかというのが、今、合瀬さんからお話だったんですけども、1年、特に去年12月24日のアメリカ牛肉の停止、年明けてからのインフルエンザということで、さかのぼってみれば、何もこの1年というよりは、2001年9月10日の日本でのBSEの第1頭目の発生、本当はそこまでさかのぼらないと我が業界はだめで、実際はもっと前から絶えず、私、過去10年振り返ってみても、事件は事欠かないという年が、ここ最近続いてきておりました。

鳥インフルエンザだって、今回、日本で発生しましたがけれども、中国ではその前にもありましたし、O157という事件で牛肉の消費が冷え込んだこともありましたし、この1年だけに限っていいますと、日米まさに進行中ということで、鳥インフルエンザに関して、国内では消費者は平穏に戻っていますけれども、タイ、中国はまだもとに戻っていないという状態の中で、まだまだ途中、中間段階と思っています。

この食品安全委員会、私、このようなお招きを受けてちょっと躊躇しましたけれども、出てきたという1つは、食肉業界にとって、食品安全委員会の役割は大変期待の大きいところがあるので、ぜひ頑張ってもらいたいという意味で出てきたわけです。いい点を挙げれば、鳥インフルエンザのときの消費の冷え込みは、関西方面を中心に鳥肉はかなり落ち込みましたけれども、その後、消費者の不安自体は鎮静化しているのではないかと考えています。その辺、食品安全委員会があったことがやっぱり幸いしたというか、助けられたと思っています。

合瀬 科学者の立場から、実践女子大の西島先生、いかがですか。

西島 一般消費者の感情からお話ししたと思います。いわゆるBSEにしる、鳥インフルエンザにしる、ある程度騒ぎが沈静化してきたのは日本人の国民性が関係していると思います。食品安全委員会が発足して、非常に頑張っている。大変な思いをされていることはよくわかりますが、その活躍が消費者に伝わっているかという疑問です。

消費者といっても、消費者団体の人を指すのか、それとも一般の家庭の主婦を指すのか。どちらを消費者と言っているのかわかりませんが、家庭の主婦には官公庁が一生懸命頑張っている、学者も一生懸命研究しているのが、正確な内容がなかなか伝わっていないというのが現状だと思います。

ですから、これからは消費者に正確な情報をどのようにわかりやすく伝えていくか。安心という点では、そこが一番重要と思います。安全という意味では、それぞれがやるべきところはかなりしっかりやっているような気がしています。

合瀬 これは、私が特に指名しなくても、皆さん、これはちょっと異論があるとか、これについてはもう少しこういう話をしたいというのがあれば、どうぞご自由にいてください。何より求められているのは、わかりやすく説明するということなので、私も含めて、目線をずっと落としてやっていきたいのです。

1つは、安心と安全、ずっと前からそういうふうなことがいわれるのですが、それぞれに安心の考え方と安全の考え方は違うと思うのです。消費者は、一体どこにどういう乖離があるのかというか、どういうところに不安を持っているのか。そのところ、高野さん、消費者とおつき合いになって、どういうふうにお思いですか。

高野 今、西島先生の方からありました、消費者といっても本当に千差万別ですね。すごく細かいことにこだわられる方もいらっしゃれば、大まかに、ある程度許容範囲を持ってという方もいらっしゃると思いますが、皆さんのところではっきり共通しているかなと思っておりますものは、よくわからないものに対しての不安がとても強い。

先ほどの寺田委員長のところで、発がん性のところの図表があったかと思うんですけども、実際の科学的見地からすると、そうでもないようなものに対しての不安が高いというような、科学の目で見るとそうではないものに対しても、情報がある意味きちんと行き渡っていないということもあるのですが、不安がとても強い。わからないものに対しての不安が一番強いのではないかと思います。

ですから、例えば交通事故に遭うよりはと、いろいろリスクをご説明はいただくのですが、じゃ、どうしてそうなるんだということが納得できないと、それに対してとても不安があるということが顕著だと思っております。

西島 似たような話ですが、私どもの研究の一環で、食品添加物の“かんすい”を中華麺に使っていいか悪いかということ、学生対象にアンケート調査をしたことがあります。嫌だ、とんでもないという人も随分いました。中華麺をつくるには、小麦粉に水とかんすいを混ぜて練り合わせて、それを延ばしてつくるのが中華麺であることを知っている人は、当然ながらかんすいの使用を容認するわけです。要するに、知らないと非常に不安になる。だから、添加物でも農薬も嫌だという人は、本質を良く理解できていないということがあるのではないかと思います。

BSEについては、まずは国が全頭検査に踏み切ったことは、国民を安心させるということから、分かり易く非常に良いことだったと思います。ただ、全頭検査をすることにした時に比較して今では科学的に多くのことがわかってきました。行政がそれをどのように受け入れて判断するかがポイントになります。科学的に判明した事実と行政的に判断した根拠を消費者に分かりやすく伝えるということが重要であると思っています。

合瀬 伊藤ハムの能勢さんは事業者ですから、消費者の行動によって売り上げが伸びたり、最悪撤去したり、消費者の気持ちの動きによって売り上げが伸びたり落ちたりするわけですね。そういう意味では、消費者とおつき合いになる最前線にいると思うのですが、能勢さんはこの辺、どういうふうにお感じですか。

能勢 消費のマーケティングというときには、当然、ある程度情緒的なところに訴えて消費者の購買意欲をそそるといったことはありますので、当社の製品は、安全は当然ですけども、安心ですという言葉も、いろんな外食企業の方々もそうだと思いますが、安全と安心が当社のキーワードですと、当社もそうですけれども、皆さんおっしゃると思います。消費者が不安がられるようなものは提供できません。そういう意味では、企業者としては、そういうことをいわざるを得ないのですけれども、きょうはこういうパネルディスカッションというか、皆さんで自由に意見交換をする場ということですので、共通言語はやはり科学的根拠です。

先ほど、寺田委員長のプレゼンテーションの中で、英語で何といえいいのか、コンフィデンスかどうかとっておられましたけれども、日本は、全体的に言葉自体、文化自体も、ある程度情緒を大切にするというのはあるのですが、それがグローバルになったときには、なかなかわかってもらえない。やっぱり共通の言語は、最新時点の科学的知見で理解を求める。わからない人にわかってもらうようにする努力は必要だと思いますけれども、その辺の説明の仕方が、今までは確かに一方的で、わからない人はそのままほったらかしというのが行政だったのかなと。

そういう意味では、この委員会でコミュニケーションという言葉もなかなかわかりづらい。私も、リスクコミュニケーションという言葉は今まで余り聞いたことがなかったんですけども、柱として大いに力を入れてやっておられるというのは大切なことで、それが大いに進めば、みんなで共通言語たる科学的根拠ということで対話ができるんじゃないかなと思っています。

合瀬 我々日本人から見ると、ヨーロッパの人たちというのはこういうことに割に冷静

で、例えばBSEなんかが起こったときも、もちろんドイツなどは、BSEそのものがあり得ないだろうということもあったのですが、非常に大騒ぎをしました。一方で、オランダなどは、結構出ているにもかかわらず、そう騒いでもいない。この辺の、コエターさんからごらんになって、日本の消費者の考え方が違うのか、どういうふうに思われますか。

コエター ありがとうございます。実は、先ほど申し上げたかったこととつながるのですが、消費者にとってのリスクには2面あると思います。1つは、リスクをどう認識するかという認識面でのリスクと、それから本当の実質的なリスク。リスクのパーセプションと本物のリスク、この両者は違うのです。

こちらからヨーロッパをごらんになると、ヨーロッパの方が落ちついていて、よく物事を理解しているとお考えかもしれませんが、そうではない。国によってリスクに対する認識、パーセプションは、例えばBSEではなくてGMO（遺伝子組換え食品）に関して、国によっては消費者がほぼ全員反対している。パーセプションのレベルで、これは嫌だ。

具体的に何が問題だと聞くと、GMOについては真実とは全く関係ないにもかかわらず、意識として、気持ちとして、遺伝子を触ってしまうと、基本的に何か間違ったことをしている。だから嫌だということになる。あるいは、遺伝子を組み換えると、人類が入ってはいけない新しい領域に足を踏み入れる。これは倫理の問題だという気持ちで反対するというパーセプションの問題。あるいは、遺伝子を換えてしまうと、コントロールできなくなってしまう。これが環境に出れば化け物が生まれてしまうかもしれない。これはとてもコントロールできない。そういうリスクの認識があるわけです。

したがって、科学者としての仕事、また、行政当局あるいは日本の委員会、そしてヨーロッパのEFSAの責任は、本当にリスクとして存在する危険の可能性は何か、そこをしっかりと説明する。これは大変です。1つのチャレンジです。不可能だとはいませんが、なかなか難しい。しかも、科学者だけではそれはできない。

というのは、科学という言葉自体がそうなんです、なかなか難しいので、一般人に科学を説明することは難しい。そこには別の人間が必要です。専門のコミュニケーターで、科学的なバックグラウンドのある人。ところが、そういったコミュニケーターは必要だけれども、なかなか見つからないので、そういったコミュニケーターを育成して説明をしてもらう必要があります。

リスクとは何を意味するかということもそうです。きょう、前にもお話をしたのですが、

例えばリスクという言葉そのものも十分に理解はされていない。しかも、リスクというのは英語ですから、日本語には訳せない。ただ、それは日本語の問題でなくて、ドイツ語にも、あるいはオランダ語、フランス語にもよく翻訳ができない。ハザード、リスク、デインジャーという似たような概念があるので、それをどう定義するか、まだまだ努力が必要です。そういう認識レベルでのリスクがあるというのが1つ。

もう一つ大変重要なことを申し上げたいのは、消費者が無知だ、知識がない、無教養だと考えてはいけません。我々は結局全員が、我々も皆さんも消費者です。そういう意味で、全員それぞれ知識は有しています。そして、リスクを冒そう、リスクをとろうという人間はいます。道路で交通事故に遭いたいと思う人はいないと思いますが、リスクをとろう。人間ならば必ずリスクを払おうという意識はあると思うんです。それは個人の決定です。道路を渡ろうというのも決定だし、シャワーを浴びよう、あるいはちょっとスピードを出そう、たばこを吸おう、それはそれなりのリスクがあると知りながら、スピードをちょっと上げて事故はないだろう、だから大丈夫だという気持ちで、あるいはたばこを吸う場合も、他人は知らないけれども、自分はがんにはならない。それは個人の、自分の決定です。そこでリスクを自分として認めて、許容しているわけです。

したがって、食品安全委員会、またEFSAの仕事は、人々にしっかり知識を与えること。また、規制当局を通じて、食品を買った場合には、そのパッケージを見ることによってGMOが入っているのかどうか、牛肉ならば、それはしっかりチェックされているのか、年齢はどうであったのかという情報は、しっかり提供しなければならない。それに基づいて判断をしてもらおう。科学者としては、まずリスクを評価し、それを一般の消費者にコミュニケーションしなければならない、伝えなければいけないということです。しかもパッケージの小さな文字をぱっと見て、その情報に基づいて人々がしっかり判断をできるようにしなければならない。

特にオランダ、私の国は、GMOについては意見が分かれています。国民の半数はオーケーというし、残る半数はだめだという国です。実験がありまして、缶詰のトウモロコシで、GMOの入っていないものと、入っているものを2つお店に並べました。GMOに関しては、GMOだとはっきり表記してありました。もう一方は、GMOトウモロコシは入っていないと表示がありました。GMOの方が価格がちょっと低目であった。もともと値段を抑えるということでGMOがあるわけです。半数が一方を買ったのではなくて、実は80%はGMOを買いました。そして、店内のカメラで、お客さんが缶をしっかりとチェック

して見ているところも録画してあったわけですが、それで判断をした。

ですから、当局としては、まずい物質をマーケティングに乗せてはいけないということですが、最終的には、知識に基づいた判断を消費者にゆだねる必要があると思います。

能勢 ただいまドクター・コエターから、ヨーロッパの場合はGMOというお話があったんですけども、確かに食というのはだれでも保守的で、余り新しいものには取り組みたくないというのがあるので、ヨーロッパ人も大変センシティブだというのはよくわかりました。日本人だってGMOというのは、科学的な説明を受けても、まだまだ信じられないということはあると思うんです。

安全という話から、もう一遍BSEの方に戻らせてもらいたいのですけれども、実は合瀬さんはマスメディアなので、そちらの方にお返ししたいという意味で、日本の場合、例えば昨日までのニュースによる日米の問題でも、確かにBSEのダイアログがなかなか成り立たないという1つに、あのとき9月10日に事件が発生し、いろいろあった中で、マスコミのニュースで何度も何度も流されたイメージが刷り込まれているというのは、我々、よく感じます。業界からも、あの画面は流さないでほしいということを要望した記憶もありますけれども、それでもBSEのニュースを流すたびに、かなりの頻度でホルスタインが滑るような画面を流した。どうしても刷り込まれた不安は消せないというのがあったのかなと。

だからその辺、今後は違うと思うんですけども、わかりやすくというときには、あおるようなメディアの報道は、確かにメディアも1つのビジネスですので、視聴率というのは当然大切だとは思いますが、というふうにそちらの方にお返ししたいなと思って、いついかなと思っていたんですけども。

合瀬 私も、こういうことをやってくれといわれたのは、多分そういうことを期待されているんだろうなと思いながら、覚悟してきましたので。

これまで私も、実はそちらに座っていらっしゃる人たちの立場で何回も聞いていたら、質問の半分以上はマスコミが悪いという質問があって、委員の中で、中村委員が、マスコミというのはそういうものなんだ、要するに、政府と同じことをいうものじゃない、政府を監視したり、ここが足りないじゃないかとか、そういう役割だということを説明されたんですね。

私も同じことをいうつもりはないのですが、私も9月10日前後にテレビに出ているんな

ことをしゃべりました。あの映像は使いませんでしたけれども、私の問題意識の中には、その1年ぐらい前に、BSEがイギリスからヨーロッパ全土に、例えばフランスとかドイツとかに拡大していったわけですね。拡大したというか、見つかったわけですね。そのときに、日本の担当者、厚生労働省なり農林水産省に、日本は大丈夫なのかといろいろ聞いたときに、日本は大丈夫だ、いろいろな対策を打っているし、絶対に国内にBSEはない、そういう説明だったわけです。

あのときヨーロッパで広まったのは、ヨーロッパで検査法が確立して、それが採用された途端にいろんなウシがチェックされてきた。日本は、当時まだやっていませんでしたので、本当にやらないで大丈夫なのかなと思いながら、ヨーロッパではこういうことが起きていますという報道をしたのですが、もちろん、その辺の危機意識のなさというのを僕らは問題にしたと思っていますのです。

私はNHKを代表して出てきているわけではないので個人的な意見ですが、実は、今、能勢さんがおっしゃったのは、国内でBSEの牛が出た直後にNHKで1時間の番組、NHKスペシャルをやったんですね。何と準備のいいことかと皆さん思われたかもしれませんが、あれを準備したのはヨーロッパで出たからなんですね。やっぱりマスコミの中には、日本は大丈夫なのかという問題意識があって、番組をつくり始めて、ちょうど放送しようとした。そのときも局内では、ヨーロッパのBSE問題が日本にどういうふうに関係があるんだ、本当にやるのかどうかというのでも議論したのですが、そのときに、必ず食べ物というのは、しかも日本はこれだけ世界中から食料を輸入していますから、海外の問題は海外の問題だけでは済まされない、きっと自分たちのところにもいつかは来るんだという問題意識でつくったみたいなんですね。それが不幸にも国内でも出てしまった。その辺の、マスコミとしては、あれだけいったのに何でこうなっちゃったのというところもあったと思うんです。

それで、繰り返し、繰り返しそういう映像が出たと思うんですが、あれはBSEという病気を説明するのに非常にわかりやすい映像なんですね。さっきから食品安全委員会でも、どういうふうに関わりやすく説明するか、我々マスコミもどういうふうに関わりやすく説明するかというときに、いわばあれは非常に使いよい、わかりやすい映像だったということはあると思います。もう今は使いません。狂牛病という言葉も使いません。牛が狂っているわけではないし、そういう言葉も使いませんが、そういう時期を越えて、今の報道のあり方というか、そういうふうになったと理解してもらえるとありがたいです。

お答えになりましたでしょうか。済みません。それで、私は何を聞けばいいのかも忘れてしまったのですが。(笑)

寺田委員長にお聞きしたいのですが、BSEのときもそうですし、消費者が買え控えしたりすることは当たり前だと思うんです。とかく行政の方なり食品関係者の方は、何で消費者はそんなに騒ぐんだといわれるのですが、僕らからすると、それは極めて当たり前で、なぜそれを抑えよう、抑えようとするのか、むしろ本当にそれでいいんだろうかという気はするんです。

行政の担当者として、消費者のすごい買い控えとか過剰反応を、どういうふうにとらえていらっしゃるのかをお聞きしたいのですが。

寺田 大変妥当な質問だし、大変難しい問題で、それはタイミングということが一番あると思うんですね。どこで正確な情報を出すかということで、買い控えとかそういうことはちょっとぐらいは、50%落ちるところを20%ぐらいしか落ちなくなるとか、そういうことにはなれると思うんですが、しょうがないということは確かにあると思いますね。ただ、正しい情報を持ってもらったときに、買い控えをする方が減るのではないか。今のリスク分析と同じで、オール・オア・ナッシングではなくて、できるだけリスクを減らすというのが今の考え方だとしますと、買い控えにしましても、いわゆる風評被害にしましても、できるだけ少なくするようにとします。そのときには事実関係をきちっと出すということが大切だと思うのです。

今さっき、いろいろディスカッションをして、安心と安全のところからお話が出てきたと思うのですが、私は信頼を得るといことと、今、西島先生がいわれたような、情報をきちっと流す。ところが、消費者の目線というか、できるだけわかりやすい情報を流すとすると、要するに断定的に物をいわないと信用しないのですね。

鳥インフルエンザのときみたいに、「今までインフルエンザにかかった鳥の肉や卵を食べて、人は病気になったことはありません」というと、そういう言い方をせずに、この間も新聞記者の方にいわれたのですけれども、「絶対大丈夫。食べて結構ですよ」といった方が効きめがあるんですね。けれども、それは危ないところもありまして、一番大事な信頼感を失う。例えば、そんなことはないと思いますけれども、今までの科学的な知識ではこうだといわないと、絶対大丈夫だとやりますと、一回それは懲りましたね。日本ではBSEは出ない、ドイツでも出ないといったおかげで、必要以上に大変なパニックが起きる。それと同じようなことで、トリインフルエンザは絶対大丈夫だといっている、日本で起き

なくても、あれもいろいろな論文を見ますと、パッセージしているごとに人に感染する可能性が近くなっているようなところがありますから、可能性は非常に少ないのですけれども、万々一、たまたま同じタイプのものが長い将来あるかもしれません。だから、今までのところはありませんから大丈夫ですよという言い方は、少々わかりにくくてもしょうがないんじゃないかと私は思っています。

もう1つは、画像のインパクトは大変強いというのは、BSEもそうですし、これから新興感染症というのはほとんどの場合が人獣共通ですし、動物にかかったものは人間にもかかる可能性がある。鳥とかコイは、今のところは人が感染した報告はないわけです。将来、これから10年、20年の間は多分正しいと私自身は思っておりますけれども。そういうのが画像で出ますと、同じ生き物である。人間と同じような感覚を持ってしまうわけです。コイがプカプカ浮いているとか、鳥のインフルエンザのときに、白い服を着た人がかわいい鳥を殺している。これは大変なことが起きたに違いないと思うのです。

ですから、画像というのはすごいですし、これからますます人獣共通ということになって、獣医さんに聞くと、とんでもない、これらの病気は人間とは関係ないよといわれても、あそこはやめて、こっち側で買った方がいいとか、ニワトリの卵はやめておこうと、主婦の方は思われるのだらうと思います。そういうときに早くメッセージを出すということが正しい行動をとってもらうため非常に大事だと思っております。

それからもう1つだけ。今いったのは、情報を流すことと、情報を流すときに、少々まどろっこしくても、「現在の知識では」と条件をつけていっておかないと、信頼を失ったら、後でそれを取り返すのは大変だから、私自身は、やむを得ないことだらうと思っております。

それから、コエターさんが、EFSAと日本で違うという1つのところで、リスクコミュニケーションに関しては、食品安全委員会がやっている。向こうは管理のところと一緒にやっているといわれましたけれども、日本は全くそのとおりであって、私どもがリスクコミュニケーションをやるのは、リスクコミュニケーションの事務の調整をやりなさいというふうに書いてあるわけです。管理側と通常一緒にやっています。

当然のことながら、クライシスのマネジメント、今のようないわゆる風評被害とか、何か起きたときにパッと情報を知らせるのは、どちらかという管理の部門が入ってきているわけです。保健所があり、医師会があり、地方の農政局があり、そこでつかまえてきて、いろいろな管理上の処理をするわけですから、私どもは、そこと必ず一緒にやっていかな

くてはいけませんし、今後もそれをやっていきます。連携を、より密にしてやるべきだろうというふうには考えております。

合瀬 特に鳥インフルエンザなんかのときには、白い服を着た人たちがすごい消毒をするシーンだとか、例えば韓国で起きたときに、ニワトリを袋に詰めたものが人々にすごくインパクトを与えて、ニワトリの消費行動に強い影響を与えたということはあったと思うのです。

コエターさん、ヨーロッパでは、こういう食品に関するニュースというのはどういうふうに出されて、どういうふうに消費者は受け取っているものですか。

コエター ヨーロッパにおいては、EFSAがまず欧州委員会に情報を出します。私たちが最初に評価をするからであります。私たちの評価はすべてウェブページで公表されています。これは科学的な意見として10ページのものも、あるいは200ページのものもあります。私たちの科学的な意見は、サマリーが最初に来て、そのフルバージョンとして掲載するわけです。そのうちのほとんどは、プレスリリースも出版しています。そのプレスリリースは、国際プレスに対しても、マスコミに対しても出しています。例えば記者会見などを準備することもあります。かなり関心が高まっているテーマについては記者会見もやります。また、一般大衆の中での意見の不一致がある場合も行います。GMOもよく記者会見をします。毎回ではありません。しかし、動物福祉に関しては通常記者会見を開いています。ほとんどの分野においては、プレスリリースにとどまっていることもあるわけです。

このプレスリリースは、一般的に、専門的な食品のジャーナルで取り上げます。ヨーロッパのフードローでありますけれども、毎週そのジャーナルとしてインターネットでも掲載されております。その読者層もかなり厚いわけですが、幾つかの新聞はそれを取り上げて記事にしています。

さらに私たちは、コミュニケーションを国家の当局に配付します。それはリリースの前に行います。国家当局に対してそれを回状として出し、これのプレスリリースを検討してもらいまして、それを全国でプレスリリースとして出すのかどうかという意見を伺います。そのプレスリリースにおいては、例えば今はベビーフードを避けた方がいいとか、魚はいいとか、もちろん各国の食習慣が違いますので、内容も多少変わりますが、なるべく調和された形で出そうとしています。それがうまくいくときと、うまくいかないときがあります。

全体的に見ますと、これはプレスでかなり取り上げられています。なぜかという、この意見の多くは大変クリアだからであります。例えばGMOというのは健康的である。これは人的に害がないとか、この魚は食べられるとか、あるいはベビーフードも食べ続けられる。PCBレベルはそんなに高くないということで、これは実利的な価値があります。それはプレスに取り上げられやすいような内容でありますので、それほど技術的な込み入った科学的な話ではないわけです。

合瀬 ありがとうございます。

科学ということでもう1ついうと、この食品安全委員会もヨーロッパの方も、先ほどから、科学という共通の言語で話すのが一番ベターなんだということだったのですが、かつて科学というものは、本当に人類に明るいバラ色の未来をもたらすものだと思われ受け取ってきたわけです。

それが最近になって、GMOであったりとか、虫の遺伝子を植物に入れるとか、クローン牛とか、本当に科学が我々を幸せにするのかというか、かえって何となく気持ち悪いというところもあると思うんですね。その辺のところ、最初に、要するにわけのわからないものに対する恐怖があるということだったのですが、その辺のギャップをどういうふうにして埋めていくかというのは大きな問題だと思うのです。

西島さん、科学の立場として、この辺をどういうふう理解してもらおうかというのは、どういうふうにお感じになりますか。

西島 先ほどの寺田先生のお話はもっともだと思います。ただ、お昼の娯楽番組の方が来て、寺田先生と皆の前で対談したら、主婦はみんな歯切れ良く話す娯楽番組の方の意見を聞いてしまうと思います。それが主婦の感覚だと思います。

マスコミの方で、科学的根拠をもとに、いいかげんなことをやっている番組に対して、あんなのおかしいよと、誰一人、どの社の方もいわないというのがマスコミのおもしろさ。要するにみんな横並びで、政府が悪い、などと言っているだけでお互いに安心しているのではないのでしょうか。誰か賢いマスコミの人がいて、変な番組、あんなのおかしいよという人が誰一人いないというのが、非常に奇異に感じますね。

もう一つ、食品安全委員会など国の関連機関が非常にまじめに安全性を考えて、リスクコミュニケーションをやっているのに、実態はかなり上滑りしているような気がします。その理由は幾つかあるとおもいますが、1つは、厚生労働省が食の安全性に本気になっているのか気になります。なぜかという、私は大学の管理栄養士養成校に勤務するように

なり、食品衛生を担当していますが、以前は、どこの大学も食品衛生や食品の安全性に関する授業は1年から1年半ぐらいかけていました。ところが、近年、食の安全性がこれだけ問題になっているにもかかわらず、管理栄養士の目的や試験科目、出題数が変わってしまったため、食品の安全性に関する授業は、大半の大学で半期授業になってしまいました。半期の授業では食品の安全性に関しては十分な理解はとても無理だと多くの大学の教員が嘆いています。

食品の安全性に対して最前線で活躍している管理栄養士に食の安全性を正しく理解してもらうことが非常に重要であると思います。消費者教育という点からも最も頼りになる人たちで、かつ消費者に食の安全性に関して正しい情報を浸透させるにはもっとも適した人たちであると思います。

幾ら国で議論をしても、なかなか浸透しない。どうしたらリスクコミュニケーションがしっかりできるかということを実際に考えて欲しいと思います。管理栄養士だけではなく、食品に関連する大学教育を徹底して行い、正しい知識・情報を理解できる人を数多く養成することが消費に正しい知識を持ってもらうための原点であり、近道ではないでしょうか。

大学の先生といっても、皆が正しい知識を持っているとは限りません。自己主張だけで科学的な判断ができない方もいます。どちらかという、マスコミの方はそのような方の意見を取り上げる。非常に残念です。

合瀬 テレビに対することもありましたので、ちょっと私、答えさせてもらおうと思いますが、これはこういうふうになると反論もあるかもしれませんが、マスコミというのも視聴者が何を求めているのかを映す鏡だと思うのです。もちろん、当然、きちんとした報道をしているところと、本当に視聴率を取ろうというところとやっているのとさまざまなんです。見ている人が賢くなればというか、やはり見ている人が選ぶんですよね。こっちの方がおもしろいやとなると、みんなそっちの方に流れてしまう。

そのうちにいろんな情報が行き渡ってきて、みんなが、そうか、こういうことだったのか、こういう報道はちょっとおかしいわねとなったら、この人は余り信用ならないわねという、そういうプロセスを経て淘汰されるのを待つしかないんですね。

ここのところは、私は消費者の方というか視聴者の方にお聞きしたいのですが、そういうものをどういうふうに取り取っているか、今のテレビ論をどういうふうにお感じになるか、ちょっと私も聞かせていただきたいのですが。

高野 何かちょっと題材と違うかなというのがありますけれども、今、情報番組という

ところで、例えばさっき出ましたけれども、お昼の健康のものであると、今おっしゃったように、一種見る側の方の選択肢だと思います。ただ、ある程度バラエティーで見ているものと、情報としてきちんと判断をしなければいけないものは、切り分けて見ているのではないかと思います。今日は何々が健康にいいよという、次の日にニンニクが売れてしまうとか、そういうのはもちろんありますけれども、やはり全体的に危害があるとか、どうしたものかということに対する情報に関しては切り分けて、見ている方が選択をしているものの方が多いと思っております。

当然インパクトのある方が出てしゃべってくると、それがさも真実のように思えてしまう、また、そういう作り方をされていますけれども、やはり出されている情報にどれだけ信頼性があるのか、そこが透明性を持って決められたものなのか、自立があるのかということ、消費者も、見ているものみんながみんなではありませんので、逆に先ほどおっしゃった淘汰されていくであろうということで、時間はかかるかもしれませんが、きちんと情報を流す、またその努力をしていただきたいと思います。私は思っております。

合瀬 コエターさん、いかがですか。

コエター マスコミについて、私もコメントを。ちょっと失礼になるかもしれないと冒頭申し上げておきますが、消費者にどうリーチするかということです。メディアだけに頼ってはいけないと思うのです。

まず、メディアの目的とは何かということをはっきりして、メディアの目的は、視聴者をひきつけるということがやはり第一の目的だと思います。それはそれでいいと思うのです。視聴者はリラックスしたい、あるいは情報を得たい。必要によっては、ある情報は新聞で読めばいいということもなる。

科学者が物を説明するという場合、黒白ではっきりいわないのが科学者です。こういうこともあります、でも、こういうことも別にありますとか、そういうのが科学者の言い方です。それで全体像を説明しようとはしているのですが、新聞とかテレビでは、それをやると余りよくない。だから、その中から抽出して、読者あるいは視聴者が聞きたいと思うメッセージを流してしまうということはあると思います。

ヨーロッパでなされていることは、まず利害関係者をプロセスに取り込む。最後に利害関係者に参加してもらうのではなく、先ほどもいいましたが、例えば利害関係者の参加ということで、評価の段階で業界からデータを出してもらうとか、そういった材料を出してもらって我々が評価をする。さらにはGMOに関しては、公開のミーティングも開いてい

ます。これは業界の利害関係者も呼んで、食品添加物について議論をすとかしています。

また、そのコミュニケーションもいろいろな形をとります。利害関係者とも文書などを直接やりとりしますが、私は前、OECDでケミカルのテストング、それから動物試験の関連の仕事をしていました。そこへ動物福祉の団体が反対をして、デモもたくさんありました。そこで、我々は、皆さんも参加して一緒に議論しましょうということにしたわけです。したがって、動物福祉団体も議論に参加して、最初は発言は許さなかったのですが、その後、彼らが本物の専門家を連れてきて参加してくれるようになりました。それによって本当に問題意識が生まれるようになったわけです。

あるいは、私どもの理事会も消費者団体の人がいます。非常に厳しい質問もします。それに対して我々が説明をする。我々の活動内容を承知して、その人は参加してくれて、そして消費者団体の立場として、今度はそれを持ち帰っていろいろ説明してくる。ですから、そういった利害関係者を取り込むということが必要です。最後の段階で、マスコミが関心を持って流してくれるのを待つではなくて、マスコミも最初から取り込む必要があるでしょう。

合瀬 食品安全委員会でも、会議はすべて基本的には公開ということでおやりになっていて、誰でも聞くことができるということになっているんですね。それで、こういうコミュニケーションの場も設けてはいるのですが、我々、いつも思うのですが、ここに来られている方々は大体おわかりになっている方なんですね。みんな大体わかっていて、何がリスクか、何が危なくないか、どういうふうを選択をすればいいのかわかっているのですが、むしろ問題なのは、ここになかなか来ない人たちにどうやって声を届かせるかということがなかなか難しいところでありまして、その辺、どうでしょうか。伊藤ハムの能勢さん、食品を売る立場として、どういうふうにお感じになりますか。

能勢 今のドクター・コエターのお話を聞いていて、EFSAではステークホルダーの意見をうまく汲み上げると、何か簡単に聞こえたのですけれども、この日本ですら、いろんなステークホルダーがいて、本当のコンセンサスづくりというのはなかなか難しい。だから、今の日米のBSEの協議ですら、進んでいるのか進んでいないのなかなかよくわからないようなところがあるのです。

コエターさんにお尋ねしたいのですけれども、簡単におっしゃったのですが、25カ国もあって、その国は、文化も伝統も、いろいろな点で考え方が違う中で、事業者もおれば消費者もおれば、そのまた消費者の中には、科学的な用語がよくわかる、統計学的な知識も

あるような消費者もおれば、いやいや、どちらかという自分の勘を頼りにというか、勘も意外と正しい場合もあるので。

その辺、この委員会と誕生日はほぼ同じ時期ですので、これからかなという気もしますけれども、ヨーロッパで実際にスムーズにしているのかどうか。コエターさんにもう少し、コンセンサス形成というのがうまくいっているのかどうか、ご苦労があるのかないのか。先ほどのプレスリリースを出して、プレスコンファレンスをやって、いいたいことをみんな聞いて情報を提供すれば、ある着地点にみんな到着しているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいのです。

コエター 実はそんな簡単な話ではないというのはそれで、利害関係者、ステークホルダーを取り込むといっても、例えば科学的な議論に参加してもらうわけではない。傍聴してもらって、あるいは議論の前には意見は出してもらうけれども、その場では参加していない。科学者は、独立した科学者として参加します。利害関係者は、利害があるわけですから独立ではない。その立場で意見はいつてもらいません。議論参加はしない。

ただ、おっしゃるように、ヨーロッパでも国によっていろいろ違いがあり、先ほど申しましたGMOに強く反対している国、あるいはGMOを支持している国があり、その差を埋めることはできないので、いえることは、正直にメッセージをしっかりと説明し、そして納得してもらおう。それ以上はできない。ある時点で我々の仕事はストップさせないと、説明をして、人に参加してもらって、科学的に正しい透明なメッセージをといるところとまると思うのです。

GMO（遺伝子組換え）については、いろいろ悪い報道が流れています。でも、保健、健康に影響がないものがあります。消費者によっては、そういうことを聞いたかっただと歓迎してくれるところもあるわけです。

先ほど、ヨーロッパの方が落ちついていて、余り混乱はしていないようだとおっしゃったのですが、ヨーロッパの1つの文化的な違いとして、そもそもいろいろ課題があるので、例えばGMOのこういった問題も、問題の1つだという意識だから、全体としてはリラックスしているということはあるかもしれません。でも、そんな簡単ではない。問題はあります。

寺田 E F S Aと私どもの委員会とは、やる仕事は、大きなところは、やっぱり科学的評価で同じですが、組織上で違うのは、E F S Aというヨーロッパのコエターさんのところは、理事会というのがございまして、その理事会とサイエンティフィックコミッティ

ー（科学者の委員会）との関係は、今ちょっと説明されましたけれども、どうなっているのか。

私どものところは、理事会ではないですが、企画委員会とできるだけ消費者の方々の意見も気にしまして、いろんな国民一般の方から本当に意見をいただきたいものですから、「食の安全ダイヤル」というのをもうけています。ただ他のステークホルダーの方、生産者の方から余りかかってこないのです。余りかかってくると困るのかもわからないんですけども、それは一々ちゃんとした答えを出して、その場合には半分ぐらいがやっぱり管理関係の方なんですけど、厚生労働省、農林水産省なんか聞いて、その答えを委員会でアプルーブした形で、また返すという形をとっているのです。

だから、そこが組織上はちょっと違うのかなということで、質問は、理事会とサイエンティフィックコミッティーはどういう関係になっているのか、ちょっと教えてください。

コエター 理事会は、科学的な仕事は一切いたしません。科学については意見は出さない。それを承認あるいは却下もしない。また、我々科学委員会に対して、もっと意見を出せとかいうこともしない。あくまで理事会というのは作業計画を立てる。次年度の予算を決定する。あるいは、当局による政策を承認するということです。例えば、最近EFSAの科学者、事務局の方から理事会に対して、動物福祉に関してプロアクティブな政策をとれと進言をして、それが認められました。

我々が雇っている人は、理事会とは独立しています。つまり、科学の専門家は履歴などは見ないわけです。ただ、全体として男女間でバランスがとれているか、国別のバランスがとれているか、そこら辺は理事会が見ています。ということは、一定の距離を置いて、ただ、管理（マネジメント）に関しては、すべてを把握したいということです。

一方、諮問委員会というのがあります。それは各国の人が入るわけですが、このアドバイザリーフォーラムも、我々が科学の面で何をすべきかってくるのではなくて、諮問委員会として優先順位を大体決めるわけです。今も言いましたように、加盟国、ヨーロッパ各国の代表で構成されるわけで、したがって、優先順位について、各国が何を言いたいのかということは諮問委員会を通じて我々に伝わってきます。

しかし、EFSAは非常に独立していますので、その作業内容についてはどこの影響も受けません。特に科学的な仕事についての影響は、どこからも受けない。

合瀬 先ほど、ボードの中に、消費者とかカルフルの社長さんがお入りになっているということがあったのですが、その科学的に出された結論に対して、彼らは何をいうわけ

ですか。何かいうわけですか。それとも、それ以前に、たくさんあるものの中から、これをいろいろ評価してくれというふうにいるわけですか。消費者とか一般の企業のステークホルダーの人たちの役割というのは、何でしょうか。

コエター 我々が何か意見を出しても、その内容について理事会が何かをいうわけではない。もちろん理事会にも科学者たる人もいまして、それなりの意見はありますが、理事会は科学機関ではないので、そういった資格もないということです。

ちょっと話が複雑になるのは、例えば 300 ぐらい要請といいますが課題があるので、優先順位をつけなければいけない。それには一定の基準で決めますので、理事会の方でいえることは、例えば今回、EC委員会から来た問題は優先順位がちょっと低い。欧州議会が提起した問題の方が優先順位が高い。また、加盟国よりも欧州議会を優先させたい。そういう優先順位の設定には意見をいってくる。ただ、学術、科学的な内容については何もいわない。

緊急事態が発生した場合、ほかのことはすべて捨てて、早速その緊急事態に対応するわけです。その場合には、理事会の合意、承認が必要です。ただ、緊急事態といっても、科学的ではなくて、政治、文化、経済的な要素が絡んだ問題もありますので、まさに理事会になじむ判断です。

ただ、我々もまだ1年しかたっていないので、2年目にはもっと関与してくるかもしれません。それを加盟国、EFSAがどう評価するかわかりません。少なくとも内規によりますと、理事会の責任はEFSAを管理するだけであって、科学には関係ないことになっています。

寺田 EUという連合体と、日本の場合とちょっと違いますけれども、それぞれいろいろと苦労なさっているんだろうなと思います。これは新しいリスク分析の構造なので、いろいろと変わっていくとは思いますが、私ども、できるだけ消費者とか生産者私、いつも消費者というときに、僕も消費者だし、生産者も消費者だし、1つのことに関しては生産者だけれども、食べ物というのはすべての人が消費者なので、私が消費者といった場合は、もちろんすべての国民という意味で使っています。それがどういう意見を持っておられるかということで、非常にセンシティブにはやっているつもりなんですけれども、そうはいってもコミュニケーションの基盤の教育を受けてきたわけじゃないですから、なかなかわからないところがあります。組織としてどうしたらいいのかなということは常に考えております。

合瀬 時間も少なくなってきましたので、いったんやっておかなければいけない議論と  
いいますか、今の日本の食品安全行政の中で一番問題になっていますのは、やっぱり牛肉  
の輸入再開をめぐる日米協議といいますか、国内の今の検査体制なりBSE対策をどうい  
うふうに考えるのかということと、今後どういう成り行きになるかわかりませんが、  
この問題をどういうふうに考えるかというのは、食品安全行政の1つの宿題といいますか、  
試金石ということだと思っんですね。

全頭検査をどういうふうに考えるか。特に昨日の日米の実務者会議の報道によりますと、  
全頭検査そのものにある種の限界があるということ、日本側の研究者の人たちが認めた。  
それも含めて、それでも安心を求めるために全頭検査をやるべきなのかどうかということ  
が、国内の対策も含めて、今、日本に問われているわけでありまして、その辺のところを、  
それぞれの方の考え方を聞きたいんです。

消費者団体の方は、一貫してとにかく全頭検査は必要なんだということで主張してい  
らっしゃると私は理解しているのですが、高野さん、この問題を今、どういうふうに考えて  
いらっしゃいますか。

高野 国内のBSE対策についてのところでいくと、確かに全頭検査のところだけを消  
費者団体が主張しているみたいですが、それだけではない。危険部位の除去である  
とか、えさの問題ということもあわせて要求は出しているんですけれども、確かに日本で  
起こったあの混乱は、先ほども出ていたように、日本では絶対にならないうようなと  
ころの後への混乱を収束する政治的判断のところで、今の検査体制があったということは、  
1つ、事実として受けとめております。

そのことでBSEの、昨日出ていた報道にあった、限界があるのではないかと  
いうことですが、それを受けて、すぐ今の段階で、全頭検査なり今の体制について変えた方  
がいいとかどうのということをコメントするには、難しいかなというのがあります。

今、消費者団体にしても、全頭検査だけをしていけばいいというふうにはいって  
いなかったと思いますし、安心・安全をどこに置いていくのかとなったときに、  
確かに今の検査方法においては限界があるのかもしれないけれども、そこで、  
まだわからないものに対して行っていることは、1つ、評価をしていきたい  
と思いますし、だから、それについてすぐ変えてほしいとかいうこと  
ではないと思っています。ちょっと言い回しが変ですけども。

合瀬 一般の消費者の方々は、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。去年の12月にアメリカで初めてのBSEが確認されたわけですが、その当時は、日本と同じように全頭検査を求めるべきだというのが大きな声だったと思うのです。そうした中で、科学者の方から全頭検査そのものは万全ではないのだという報道が少しずつ出てきたと思うのですが、そういう声に対しては、団体としてではなくて、消費者の方から寄せられる声は、どういう声がありますか。

高野 それは本当に厳しい検査体制でそのままいってほしいという方もいらっしゃる、ある程度の許容を持っていってはどうかという幅を持ったご意見を出される方はいらっしゃいます。ただ、あの……。

合瀬 お答えにくいと思うんですが、伊藤ハムの能勢さん、この問題はどういうふうにお考えになりますか。

能勢 私の答えは簡単で、一日も早く解決していただきたい。

合瀬 解決というのは。

能勢 そこがちょっと難しいところで、反発を買いながらでは困るなというのは、我々事業者でよく話し合っています。抽象的で申しわけないんですけども、皆さんの納得の得られる形で一日も早く。ちょっとずるいんですけども。

先ほど寺田委員長もいっておられましたけれども、コエターさんに合瀬さんも同じ質問をされたんじゃないかなと思ったんですが、EFSAでは、専らサイエンティフィックコミッティーがサイエンスをやって、上にボードがあるんじゃないか。ボードが何か政治的な判断をしてある程度引っ張っていかないと、科学だけでは、この世の中、動かないという点はあって、日本の場合も、はっきり申し上げて、科学だけではない、ちょっと政治が関与している点が、今のBSEの話が難しいところかなと思うんです。

そういう点では、アメリカの牛肉は、実際の肥育場へ行けば、この中に事業者の方もいらっしゃると思いますけれども、普通の輸出用の牛肉は、大体18カ月から20カ月齢、20カ月も下の方が精いっぱいぐらいのウシですので、それぐらいのウシでは、いわゆるプリオンは一般的にはないといわれているのが事実です。ですから、そういう点の理解が、もっとアメリカ側からの説明がなされるべきかなと思いますけれども、そういう意味では、まだまだ対話不足な点があって、不安が残っているのかなとは思いますが。一日も早く円満な解決を求めたいというのが、私の答えとしては簡単、中身が一体どうかというのは別として。

合瀬 西島先生、先生は東京都にもいらっしゃって、消費者の声をよく聞かれる立場でもあると思うのです。私、先ほど科学に対するある種の気持ち悪さみたいなことを聞いたのですが、行政にかつて携わった経験からして、消費者の気持ちというのか、その辺をどう折り合いをつけていけばいいのか。そのあたりのことはどういうふうにお考えになりますか。

西島 消費者もいろいろな感性を持った方がいますが、BSEの問題で一番注目したいのは、当初決断した全頭検査ということは非常に意味があったと思います。国民を安心させるという点では、とてもいい政治判断だと思います。ところが、それから科学が進歩して、全頭検査をやるのは意味がない。要するに、全頭検査といっても、検査してもわからない若令期の牛まで、わざわざ国費を使って検査する必要があるのかと疑問に感じます。科学的に解明できた部分は、食品安全委員会が中心になって、政治判断とは切り離して、正確に情報提供をしていく必要があると思います。

消費者の中には、国の判断に対して感情的に反対をする人もいる半面、大多数は非常に重要視しているというのも事実だと思います。食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省は、科学的に明確になった部分はわかりやすく情報を提供することが必要だと思います。消費者感情を重要視しすぎて、他国から疑問視されている全頭検査に固執していると、科学的に乏しい国ということで、世界から物笑いになるような気もしております。

合瀬 コエターさん、私、さっきコエターさんの講演を聞いてびっくりしたのは、ヨーロッパでも30カ月齢以上のウシは検査しています。ただ、検査の実施率といいますが、90%以上やっているのはドイツぐらいで、ドイツ人は我々もすごくまじめだろうなと思いますから、そうなんだろうなと思いますけれども、ほかの国のところは70%程度にすぎないということをさらりといわれたのです。日本人からすると、1頭たりともというか、検査するんならきちんとやれ、やるといったのに70%しかやっていないというのは何事だというのが日本人の感覚だと思うのですが、70%しかやっていないというのは一般に知られていないのか。それとも、知っていてみんなが納得しているのか、その辺はどうなんですか。

コエター その質問、ありがとうございます。まず、冒頭に申し上げたいのは、BSEのテストは、一般的に国に限定された問題ではありません。私たちは国際組織で会合します。それはOIE（国際獣疫事務局）です。アメリカ、日本、またヨーロッパの諸国も、方法論をその場で討議するわけです。

そこでは、手法として、BSEの検出方法だけについて言及するわけではありません。

今、唯一の信頼されたものは、死亡後検査です。まず、そのウシを殺さなければいけない。それから試料をとって、それが陰性であれば、そのウシの肉を使えるということになりますけれども、生体牛の方法もあればいいということでもあります。屠畜場に行く前に検査できれば、その方が迅速ですし、経済的です。ですから、新しい手法というものが求められております。今は生体牛の検査方法として利用できるものはまだないということで、各国で合意しています。

一方で、いろんな施策が出ています。これは動物の検査に関するもの、また、どの部位を人の消費に使えるのか。例えば骨なし、骨ありなどなど。もちろん、その詳細は割愛しますけれども、まず確立されたものは、もし家畜の70%をテストすれば、消費者のCJDは100万人に1人という確率です。そのリスクは負うということで、ヨーロッパの何カ国は、そのリスクは許容範囲内だと考えています。このリスクは他のリスクとも関係づけられます。例えばがんになるとか、あるいは他の化学物質で害があるとか、いずれにしても、簡単で安価な方法があれば100%カバーしたいと思います。ただ、70%と100%の間の開きは、実際にはそれほど大きくありません。

アメリカもOIEのディスカッションに参加しています。彼らは、そのカバーレイジをもっと低くしようと考えています。また、30カ月以上の頭数も低くしようとしています。日本ですと、24カ月齢のもので陽性反応が出たわけですが、ヨーロッパの状況を見てください。CJDの状況を綿密にモニタリングいたしましても、症例数がかなり低くなっているわけです。ですから、それをすべて考えてみますと、ヨーロッパにおいては、このテストはできれば100%したい。しかし、70%でも許容できるということです。

奪骨あるいは特定の部位だけを使うということは、よい策だと考えられています。また、30カ月以上の、あるいは24カ月以上のウシは検査される。これはまだ討議進行中なんですけれども、その種のコンセンサスを得ようとしています。

もちろん100%がベストなんです。しかし、それは政治的にはできないかもしれません。もちろん、日本では全頭検査しました。ドイツでもそれに近いところにあります。このようなテストの率が高いということ、ほかの国は羨望のまなざしで見ているわけでありませぬ。しかし、70%といえども、リスクのレベルはかなり低いということです。

合瀬 こういうものは、規制するときは簡単なんです。とにかく規制すればみんなが安心する。だけど、そのときのリスクに合わせて徐々に縮小していくというのは、政治的にもすごく難しいと思うんです。今コエターさんがおっしゃったように、70%でも、それ

は消費者としては支障がないというのか、もちろんコストの問題もあると思いますが、その辺は説明された上で70%になっているのか、それとも、国民はそのことを余り気にしていないのか、それはどちらなんですか。

コエター それが各国、加盟国の間で文化的には違いがあるという点で、ドイツは100%テストをしている。数カ月前、500頭、テストから漏れていたウシがいたということで、新聞の見出しになりました。ドイツ人もこれを大変問題視しました。一方、オランダでは、70%以上はテストはしていない。それでも国民は受け入れています。国際的なニュースですから、オランダ人はドイツの新聞も読みました。じゃ、ドイツ人は国民性がもっとリラックスして、受け入れたいのか。ドイツ人は何でも物事が厳しいから、一度決めたことは守らなければならないということなのか。

フランス人とか英国人はまた違う。フランスは100%に近いところまでいっている。ただ、率直に言って、フランス人は、国内市場保護という目的もあるのです。フランス国内のニュースを見ると、フランスのウシほどすぐれたビーフはない、英国のビーフは信ずるな。ただ、輸入は義務づけられています。英国としても規則はしっかり守っているし、輸入を禁止するとフランスが罰せられる。しかし、国粹主義といいますが、フランスは外国よりすぐれているという中華思想もありますので、リモージュのフランス牛の方がいいという宣伝をしているわけで、イタリアはイタリアで同じです。イタリア製のものがほかより必ずすぐれているということで、どうしても国内市場を重視という気持ちはある。

その中で、北欧とかオランダは非常にプラグマティックで、どこでもいい。国はともかく安い方がいいという気持ちがあるのかもしれない。そういう文化的な違いは、欧州域内にあると思います。

合瀬 文化の違いでいいますと、私も驚いたんですが、BSEが発生して、日本では牛肉の消費は相当落ち込んだんですが、カナダでは、国の主力産業である畜産の一大事だということで、消費が1.7倍に伸びたというのですね。これを我々はどう理解すればいいのかというのが、国民性だと思うんです。

最後に寺田委員長、この問題、食品安全委員会なり、厚生労働省なり、農林水産省を含めた全体の問題として、今後どういうふうに取り組んでいこうと考えていらっしゃいますか。

寺田 非常に歯切れの悪い話になるかも知れませんが、報道されていますように、私どもの委員会は科学的に評価をするということで、日本の過去2年間に及ぶ、いわゆる年

齡別にして全頭検査をやってきたということは、今の感度が制限された方法であれ、270万頭の検査をし、そのうち、11頭、ポジティブなものが出たというのが手元にありますから、それをもとにして、BSEは本当にわからないことが山ほどあるというのは確かなんですけれども、今までのところで2年間過ぎたので、この検査も含めて今の対策方法はどれほどのリスクの低減になっているかを検討しているのです。

CJDという人間がかかる病気は、単純に比例計算すると、イギリスより物すごく少ないんですけれども、恐らくかなり幅があると思うのです。このぐらいの幅があって、例えば1億2000万人に3人出る可能性があるとか、例えばの話ですよ。今の全頭検査で、SRMを取って、SRMは100%取れるわけじゃないですから、そういうことを全部やってどの位の人になるか、大まかにこの辺のところは事実ですと、今わかっていることを食品安全委員会です。

今言われましたけれども、これこそ2つに分けている1つの意味があって、BSEの国内の対処法は特措法で、厚生労働省がやっているわけですね。フィードバンなんかは農林水産省がやっている。管理側がやっているわけですから、私どものデータを見て、管理省庁がどうするかということを私共のところに必ず諮問をします。そこには、それこそお金の話とか、政治的配慮とか、国民感情とかいろんなものが入ってくる。私共のところは、そういうところに入り込むとわけがわからなくなりますから、現時点でそれは私共のところは管理側がやることはやらないと私は思っています。しかし、現在におけるベストのきちとした、ここからこの辺までの、リスクの話は出します。時間的なこと等いろんなことがありますけれども、そこは大体出てくるのだらうと思います。ただ、今のリスク低減効果がどのくらいまでいっているのかということまで、数字をきちっと出すのはちょっとかかるかもわからない。だから、そこがなくても、ある程度判断できるものはできるだらうと思います。

アメリカとの交渉に関しましては、日本で管理側であります厚生労働省と農林水産省。アメリカから入ってくるのをとめたのは、厚生労働省が食品衛生法によってとめたわけですから、この閉じた窓を開ける場合には、やっぱり管理側が上げようと思ったら上げて、私どもの意見を聞かずにやろうと思ったら、法律上はできるわけです。しかしたぶんその条件について私共へお聞きになると思います。そのときの条件がどうだということは全然わかりません。ただ、私どもはすべてのことはフォローして把握しているつもりですし、今度もワーキンググループでオブザーバーとして私どもの事務局の方が向こうに行ってい

ますし、日々向こうからのいろんな情報も得ております。直接の交渉をやっている農林水産省、厚生労働省からも情報は入っております。

そこで、この条件でどうだといったときに、初めてリスクの評価ができるのだろうと思いますし、やるときには、日本側の方がどうなっているかということもある程度ちゃんとやっていないといけないということも、当然考えなくちゃいけないわけです。日本の方はデータがそろっていますから、できると思います。アメリカの場合は、今のところ、データがそろっていない。だからわからない。向こうの状態がもっとわからなくてはいけない。大したことがないなら大したことないことを見せてほしい。本当にそういうことなんです。

例えばSRMを30カ月だといえます。本当に30カ月か、もっと下げるかもわかりませんし、そういうところが全然わからないです。そういうこともわからないし、ましてやまだ評価依頼も来ていないし、私共の立場からいうと、テーブルに何も載っていない。だから、私共の立場では、それ以上の意見はいえないというのが事実であります。

合瀬 非常に難しい立場でおありになると思うのですが、ただ、国内と海外の政策は一致させるということが大前提に、それが焦点になっているようでございますので、これから国内の対策を一体どういうふうに評価して、どういう評価を下されるのかというのに注目が集まってくると思います。今おやりになっている国内対策の評価を、いつごろまでにおやりになるかということだけ、ちょっと教えていただけますか。

寺田 大変申しわけないですが、いつも聞かれるんですけども、この質問の中に1つあります。私どもとしては、一番大事なことは、私はプリオンのことに関しましてはにわか勉強ではありますが、よくわかっているつもりですけれども専門家ではありません。ここは科学の委員会であるとなりますと、プリオン調査会という専門調査会に専門家の先生方が集まって熱心に討議されています。その数少ない専門家の先生方の意見を前取りして、いつまでにどうのこうのというのではなくて、きちっと討議をしてもらって、テーブルに載せるということが大切です。

これは私共がいわなくても、かなりのデータも集まってきていますから、そんなに先の長い悠長なことはやられないと思います。ですから、私の立場としたら、やっぱり専門委員の先生方がきちっとしたことができて、そのデータを国民に出す。そのときは管理側はもちろん1つの行政の立場で入ってこられますが、消費者の方もみんな含めまして国民の皆様、こうだというデータをできるだけ早く出せるように頑張るといふ以上は、ちょっと私の方からはいえません。

私が計算して、ぴゅっぴゅっとできたらいいんですが、よくわからないけど、なかなかそうはいかないみたいですね。

合瀬 実は、この議論が55分まででございまして、会場からたくさん意見なり質問をいただいております。パネラーによる議論をここでいったん打ち切りまして、このご意見なりご質問に答える時間をこれからつくりたいと思います。

事務局の方々に集めてもらって、きょうは非常にたくさんの質問をいただいたみたいで、すべてを紹介するわけにはいかないと思いますが、できるだけたくさんやっていきたいと思っています。

会場の中から質問です。これはコエターさんと寺田さんに対してなんですが、EFSAでは、理事会と科学委員会があって、理事会の中には消費者、行政、小売などの代表が入っているというお話でした。科学的評価とは別に、運営に別の方法を採用しているように思います。日本の場合は7人の委員ですべてを賄うという発想になっているように思う。この違いは何がもとになっているのでしょうか。また、それがどういう点に波及、影響しているのでしょうか。

これは、先ほども答えていただいたことと同じですので、もしつけ加えることがあれば、手短かにお願いします。

コエター 説明する機会をいただきました。まず、理事会は、科学委員会とは違う。科学的ではないということなんですが、つまり、理事会は日本の省庁と同じで、我々は理事会の方に報告するという立場です。したがって、科学委員会というのが1つある。それが日本の食品安全委員会と同じような立場で、そちらは専門家だけの集まりです。さらに、その下に8つのパネルがあって、それぞれ専門家のパネルです。パネルに参加したい専門家は、ヨーロッパでは、パネルになる資格があると思えば自分から申請します。例えば10年の経験が最低の資格条件ですが、こういうパネルがありますという募集をかけると、1500人ぐらいが申請をしてくまして、その中から、欧州委員会と欧州議会が選択して、これに理事会もオーケーを出します。ただ、その場合は、当人の科学的背景、資格は十分ある前提で、地理的な分散、男女の構成に関して理事会が承認をする。

そういう意味では、パネルの人々は全く独立している。科学委員会もそうです。パネルが出す意見について、これを拒否、忌避することは理事会もしないし、我々もそれはできないのです。パネルの意見は、独立した意見として尊重します。

合瀬 運営にかかわることに限定されていると理解すればよろしいですね。

では、次の質問に行きます。これは寺田委員長に質問なんですが、食品安全委員会の委員と農水省の委員が同じなのに、独立したリスク評価といえるのかという質問が参っております。この点、いかがでしょうか。

寺田 まず、別個の専門委員をいろんなところで探しました。そういう専門家がたくさんいられる分野もありますし、言い方は悪いですが、プリオンはかなり新しい学問で、専門家が本当に少ないのです。そうすると、じゃ、どうするんだということになりますが、オーバーラップしています。ただ、私どものポリシーとしまして、座長、座長代理は管理側と一緒にしない。

それから評価といいますけれども、評価は私どもがするのであって、管理側は科学的な評価をするのではないですから、そこでは立場がちょっと変わります。規制のやり方に関しての科学的な評価をするというのは、当然のことながら、マネジメントサイドがやることで、やっている内容が違いますし、その2つで全く独立してやっています。

私は人使いが荒いとか怒られるんですけども、先生方は忙しい時間を立場をわきまえてよくやってくださっておりますし、独立でないということの理由とか、どうしたら独立でないといえるのかもわからないぐらいです。どういうことなのかよくわかりません。例えばうがった見方で、厚生労働省、農林水産省から前もってこうしろといわれて、私達のところへ来て、それを曲げるなんてことはとんでもない、あり得ないことです。

合瀬 質問がすごく多数来ておりますので、次に行きたいと思いますが、これも委員長に対してですね。消費者サイドでリスク評価していただきたい事項があった場合、どうすれば要望できるのか。また、その場合、必要な資料。依頼する際、守るべきものが何かあるのかというご質問であります。

寺田 何か依頼を受けて、そのままできるというわけではございません。しかし、非常に歓迎いたしますので、まず「食の安全ダイヤル」に電話をかけてもらって、じゃ、どうしたらいいとか、紙に書いたものが要るのかとか、いろんなことは指示が出ると思います。

これは24時間とはいきませんが、夜の5時までやっていますので、それはきちっと答えてくれますから、是非いろんな意見をいただければありがたいと思います。

消費者の方は本当にどういう意見を持っておられるのか。それ以外にも、いろんなところでの意見があったら、どういう形でもいいから、パワーポイントの最後に出しました電

話番号、あるいはファックス、メールでも、食品安全委員会にまずお知らせ願えればありがたいと思っております。

合瀬 コエター氏へ質問なんですが、ヨーロッパでは30カ月齢が基本ですが、24カ月で検査をしている国がある。E F S Aでは何カ月以上で検査し、特定危険部位（S R M）を取るべきと考えているのか。これは一応30カ月齢以上ということを決まっていると思うのですが、もう1つ、幾つかの国が24カ月齢を30カ月齢に緩和する動きがあるということですが、こうした国の消費者の反応はどうか。緩和に対して納得するだけのリスクコミュニケーションは行われているのかという質問が来ております。

コエターさん、いかがでしょうか。

コエター この場合、大変幸運なんです。というのは、国がルールを変える。これは管理側の意思決定です。E F S Aは、この意思決定に関しては、そういう意見を求められていません。もし意見を述べるのであれば出しますけれども、私たちの方としては、そのような規制の変更にに関して、我々の意見は述べておりません。

合瀬 ということです。済みません。

コエター博士に先ほどの70%の質問が来ておりますが、それは先ほど聞いたので、これは飛ばさせていただきます。

これは意見ですが、B S Eの全頭検査のあり方については早期に検討を進め、意見を両省に、寺田委員長に伝えてほしい。こうした意見が来ております。

それから、厚生労働省への質問なんですが、米国産牛肉輸入について、O I E、世界の科学者、また、日本の行政当局もすべて、牛肉はS R Mを除去すれば、牛乳同様、安全であるといわれている。さらには、B S E感染牛の肉も安全といわれている。私は、早く米国の安全な、おいしい、安い牛肉を食べたいのですが、なぜ安全なものを規制するのでしょうか。なぜ消費者の選択にゆだねないのですか。

きょうは、厚生労働省、農林水産省、両省からも来ていただいておりますので、この件につきましては、厚生労働省の方、答えていただけますか。

厚生労働省（広瀬） 厚生労働省の食品安全部企画情報課の広瀬と申します。

私、直接B S Eの交渉に携わっているわけではないのですが、いろいろな意見がある中で、多くは、先ほどおっしゃられたように、もっと全頭検査すべきではないかという意見もある一方で、このようになぜ安全なものを規制するのかという意見もあるというのが、現状だと思います。

確かにSRMを除去すれば安全だといわれて、それは科学的にそういうことだと思うのですが、それで本当にいいのかどうかというのは、まさに今、日米両国の専門家同士で検討をしているところでございまして、まだ、どういう状況であればいいのかという合意には至っていないという状況です。

確かに先般の報道などでは、一部、先ほどお話がありましたように、若齢牛については、検査で検出できないのではないかなというようなこともございましたけれども、また、こちらからも、米国のモニタリングの状況について、十分かどうかというようなご意見もさせていただいたところですし、これは両国の専門家の間でどういうふうを考えて、どう整理していくべきなのかということをきちんと明確にしていくことが、大事なのではないかと考えております。

また、それにつきましても、適宜国民の皆様にお知らせすることが重要なのではないかと考えているところです。

合瀬 日米の協議については、今月、もう一度、東京で行われた後に、8月に局長級で協議を行うというスケジュールだと聞いております。

それでは、次の質問です。これは農林水産省に対してですが、BSE問題の収束はいつごろとお考えですか。また、今後BSE感染牛が出てきたら、どういった対応をしていくのでしょうか。

農林水産省の方からも来ていただいていますので、答えていただけますか。

農林水産省（姫田） 農林水産省の消費・安全局消費者情報官でございます姫田でございます。リスクコミュニケーションを担当させていただいております。

まず1つ、先ほどの広瀬さんのお話になん少つけ加えたいのですが、昨今のマスコミの報道の中で、ワーキンググループの中で、我が国の若齢牛の検査ができないんじゃないかというご指摘があったということをプレスリリースしたんですが、要するに、その中で、我が国が若齢牛の検査を、今後、リスク管理の中で放棄するとか、そういうことを考えているということではなくて、まずワーキンググループというのは、先ほど広瀬さんからも、あるいは委員長からも話があったように、あくまでも技術的な問題をきちっと詰めていこうということでございます。

それから、当然ELISA法ですから、3カ月齢とか5カ月齢とか、とても若いところのウシについて、プリオンがまだ十分ふえていないという状態の中で、検査は必ずしもできないということにはなっておりますが、それが例えば今21カ月齢とか23カ月齢で我が

国で起こっている中で、今、科学的に検証している最中でございますので、それについての議論ということには、具体的に何カ月齢がどうだったという議論が出たとは、私ども聞いておりません。ですから、その辺の報道について、必ずしも正確な報道になっていないということをお伝えしておきます。

収束はいつごろということですが、原則的に潜伏期間の7年あるいは8年ということで、当然清浄国になるということであれば、その間、BSEが国内で起こらないということが原則ではないかと考えております。

また、感染牛が出たらどういう対応ということですが、これは既に11頭出ておまして、最近ちょっと出ていないなという状況でございますが、そういう意味では、厚生労働省さんの方は、当然感染牛については、確実に食に回らないようにする。ですから、そこでは焼却していただくということになるかと思えます。あるいは、死亡牛で出た場合は農林水産省の方ですけれども、これも確実に焼却する。フィード、えさの方にも回らないということで、完全な隔離をやっているという状況でございます。

合瀬 もう1つ、農林水産省にご質問なんです、これは鳥インフルエンザの関係です。鳥インフルエンザ発生後の食鳥協会のチラシに、「日本の鶏肉、鶏卵は安全です」と書いたものがありました。肉と卵は安全だから食べましょうという一方で、輸入禁止が解除されても、これでは消費者の混乱を招きます。BSE感染牛の肉も安全といいながら、念のため肉を焼却した経験を生かしていないと思えます。予防周知、基本説明の繰り返しの根気強さが根本なのではないかと思えますということなんです。

農林水産省（姫田） 鳥インフルエンザのときは、私どもの方から、幾つかのいろんな形での情報提供をしております。

鳥インフルエンザの話は、いわゆる山口とか大分で起こったときの消費者の方々の反応は、消費がそれほど大きく落ちたとは我々は考えておりません。むしろ、そういう意味では、残念なことに、京都の生産者のコンプライアンスそのものに対する消費者の反発、ああいういいかげんなことをしている生産者がつくった卵や鳥肉は、安全とかなんとかじゃなくて、食べたくないよという反応が大きかったのではないかと考えております。

一方、安全性のことにつきましては、むしろ輸入も焼却も、厚生労働省さんが食の安全のためにやっているわけではなくて、私どもがニワトリからニワトリにうつらないということを中心に防疫をしているわけで、人にうつることを考えてやっているわけではないということを中心にかなりお話しさせていただいたのですが、それが十分報道にならなかったの

はないかと思っています。

ただ、先ほどマスコミ批判が大分ありましたけれども、当初、私どもの動物衛生研究所、厚生労働省の国立感染症研究所のホームページにQ & Aを載せました。こちらがお願いしたわけではないのですけれども、有力各紙の方々に紙面をかなり割いていただいて、そのQ & Aの中身をかいつまんで載せていただいたというようなこともございます。あるいは、私どもの方でも、ワンフレーズだけで安全を醸し出そうとか、あるいは大臣が食べることで安全を醸し出そうとか、そういうことは考えておりませんで、ホームページできちっとQ & Aなりで十分な説明をしまいたいと思っております。

寺田 同じペーパーに、私のところがパワーポイントで「狂牛病」と使っています。これは変えます。失礼しました。大変ありがとうございました。

合瀬 今の方のご質問の中に、委員長が「狂牛病」という言葉をお使いになった。注意してほしいというご指摘がありました。どうもありがとうございました。

下手くそな司会で済みません。時間が来てしまいました。

1年間に、こうしたリスクコミュニケーションの意見交換会なりが数多く開催されまして、事件なりこういうものが起きたときに、ある程度の時間というものは必要だと思うんですね。起こったときに、当然すべてを規制して、とにかくとめる。それでいろんな騒ぎがあるんでしょけれども、時間がたっていったん冷静になって、そこからいろんなことを学んで次に生かしていく。そういうことをすることでしか、我々はこうしたことからいろんな経験を学べないのではないかと。これはマスコミも同じですし、皆さんの対応を見ても、人の気持ちはそんなにすぐ簡単には切りかわらないんですね。

科学的には安全だから、すぐその商品を戻してくださいとか、そういうことは確かにあるんでしょけれども、例えばいろんなアンケートの中に、食品会社がやったこういうアンケートがありました。ニワトリの肉と卵が安全だと理解している。ただ、それでも買いたくないという人が80%近くいたのです。

人の気持ちはコンピューターではありませんから、プラスがマイナスに、マイナスがプラスになって、すぐに切りかわるものではないと思うのです。これは最初にもいいましたように、みんながいろんな経験を積んでいく中で、1つ1つ勉強していくしかない。しかも、先ほどコエターさんからいろんな話がありましたけれども、同じEUの中でもいろんな対応がある。それは当然それまで自分たちがやってきた食生活とか食習慣とかに束縛されますし、これはいろんなよその事例を持ってきて、すぐに解決するものではないと思う

のです。

しかも、日本はヨーロッパなんかと違って、海外からたくさんのを輸入しています。ヨーロッパの仕組みを持ってきても、やっぱりうまくいくはずがないし、それは1つ1つ、我々1人1人が手探りで勉強しながらやっていくしかない。こうした時間のファクターを考えないと、私はきょうの議論を聞いても、なかなかうまくいかないのではないかと思います。

食品安全基本法の中には、行政だけでなく、事業者も消費者もいろんな役割を果たして、初めていろんな安心できる環境が生まれるというふうなことが書いてありますが、そうしたものはやっぱり議論を通じてしかできないと思うのです。今回、本来は、今日来ていらっしゃる方々からいろんなご意見を出していただいて、自分の考えが本当に正しいのかどうかとか、私はこう思うけれども、あなたはどう思いますかとか、そういうふうなことをやってしか、物事の本質はなかなか理解していかない。そういう時間を単純に繰り返すのではなくて、さっき委員長がおっしゃったように、わかりやすさというのは僕らマスコミも陥りがちですが、ここはわかりやすさということに負けて、真実を誤解されないように、誤解されないようにいかに伝えていくか。そうした努力が求められているのではないかと。それはきょうの議論として、私も身にしみて感じました。

消費者の方々も、いろんな事業者の方、関連業者の方々もその点を踏まえて、時間のファクターを考えて対応していただきたいと思います。

ちょうど55分になりました、これで討論といえますか意見交換会を終了させていただきますと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。皆様方からもたくさんのご質問をいただきました。どうもありがとうございました。

#### (4) 閉会挨拶

司会 それでは、食品安全委員会、寺尾允男委員長代理より、閉会のごあいさつを申し上げます。

寺尾 食品安全委員会の寺尾でございます。閉会に当たりまして、一言お礼とごあいさつを申し上げます。

会場の皆様方、本日は、3府省主催の食品に関するリスクコミュニケーションに長い間

ご参加いただきまして、ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

先ほどから出ておりますけれども、食の安全行政の新体制ができてちょうど1年たったわけでございます。この間に米国でBSEの発生が起りまして、我が国への牛肉の輸入がストップしている。あるいは、79年ぶりに我が国で鳥のインフルエンザが発生するとか、いろいろなことがあったわけでございますけれども、この1年間の食品安全委員会の活動を皆様方に知っていただくことと、これから先に3府省で食品安全行政をどのように進めていったらいいかということを考える上で、海外のいろいろな情報を知ること、さらに、我が国でさまざまな分野で食の安全に携わっている方々のご意見などを伺うという意味で、この会を開催させていただきました。

本日は、食品安全委員会を設立するに当たりまして参考にさせていただきました欧州食品安全庁(EFSA)のコエター副長官においていただきまして、食の安全確保についてのEFSAの活動について、いろいろお話を伺うことができました。

また、パネルディスカッションでは、さまざまな分野のパネリストの方々から貴重なご意見を伺うことができたということと、会場からは随分たくさんのご質問あるいはご意見をいただきまして、非常に参考になったと思います。

リスク分析手法に基づきまして食品行政を行う上で、リスク評価とリスク管理はよく車の両輪に例えられるわけでございますけれども、リスクコミュニケーションというものは、車に例えたら多分ハンドルに相当するのではないかと思います。このハンドルを握っているのは、当然行政と国民一般の方両方であると思います。したがって、この進む方向は、行政と国民一般の方が決めていくことになると思います。

会場の皆様方には当事者意識を持っていただきまして、これからもこのようなリスクコミュニケーションに関する意見交換会、いろいろ意見交換会がございますけれども、こういう会に積極的にご参加いただきまして意見を述べていただきますと、非常に参考になるのではないかと考えております。

最後になりましたけれども、本日はコエター副長官、コーディネーターの合瀬さん、パネリストの先生方には大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

それでは、これで閉会させていただきます。どうも失礼いたしました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の意見交換会を終らせていただきます。長時間にわたってのおつ

き合い、ありがとうございました。

ご記入いただきましたアンケート用紙は、お帰りの際に、会場出口の係の者にお渡しください。また、同時通訳レシーバーはお席に置いたまま、ご退出をお願いいたします。お忘れ物のごさいませんように、どうぞお気をつけてお帰りくださいませ。

本日は誠にありがとうございました。

午後5時 閉会